

広域行政のあり方について 報告書（案）

参考資料編

関西広域連合 広域行政のあり方検討会

2019 年 2 月 18 日

目 次

<検討会の概要>

1 広域行政のあり方検討会 設置要領	1
2 検討会委員等名簿	3
3 検討会の過程	4

<関西について>

1 関西の人口・面積・総生産	6
2 関西の経済規模	6
3 国・関西の年齢別将来人口予測	7
4 関西の人口の流出入	8
5 関西の人口移動状況	9
6 関西に存在する学校、企業など社会資源数	9
7 関西に存在する国の出先機関	10
8 関西に存在する政府関係機関	10
9 関西広域連合 政府機関等移転推進のちらし	11
10 関西に存在する主要な経済団体	13

<関西広域連合について>

1 関西広域連合規約	14
2 関西広域連合の設立のねらいと基本方針	22
3 関西広域連合構成団体	24
4 関西広域連合で取り組んでいる事務	25
5 関西広域連合の平成 30 年度予算	28
6 関西広域連合の平成 30 年度職員配置人数	30
7 関西広域連合の課題考察のための取組事例	31
8 地方分権改革関連の国への提案	34
9 国の事務・権限移譲に係る提案募集制度に係る提案	37
10 関西広域連合の関連年表	45

＜広域行政のあり方検討会について＞

広域行政のあり方検討会	中間まとめ（論点整理表）	別添 1
広域行政のあり方検討会	中間まとめ（本編）	別添 2
広域行政のあり方検討会	中間まとめ（別冊）	別添 3

＜検討会の概要＞

1 広域行政のあり方検討会設置要領

（設置目的）

第1条 海外の地方自治制度なども参照しながら、連合域内に存在する広域的な課題の解決に向け、関西広域連合の役割や執行体制も含めた広域行政のあり方を検討し、今後の関西広域連合の方向性を明確にするため、関西広域連合協議会規則第3条第3項に基づく専門部会として「道州制のあり方研究会」を「広域行政のあり方検討会」（以下「検討会」という。）に改組する。

（所管事項）

第2条 検討会は、前条に規定する設置目的に沿って、次の事項について調査・検討を行う。

- (1) 広域行政のあり方
- (2) 今後の関西広域連合の方向性
- (3) その他関連する事項

（組織）

第3条 検討会は、委員9人以内で組織する。

- 2 委員は、広域連合長が任命する。
- 3 検討会に座長および副座長を置き、前項で任命された委員の中から互選する。
- 4 座長は、検討会の会務を総理する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、座長の職務を代理する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

（会議）

第5条 検討会は、座長が招集する。

- 2 検討会に有識者その他、座長が必要と認める者の陪席を求めることができる。

（顧問）

第6条 検討会に、顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、広域連合長が任命する。
- 3 顧問は、広域連合長の要請に応じ、第2条各号の事項について助言を行う。

（庶務）

第7条 検討会の庶務は、本部事務局地方分権対策課において行う。

（会議の公開）

第8条 検討会の会議は公開を原則とする。

（補足）

第9条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成25年3月2日から施行する。

- 2 この要領の施行の日以後最初に開かれる研究会は、第5条第1項の規定にかかわらず、広域連合長が招集する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年9月19日から施行する。
- 2 この要領の施行の日以後最初に開かれる検討会は、第5条第1項の規定にかかわらず、広域連合長が招集する。

2 検討会委員等名簿（敬称略、五十音順）

（1）委員名簿

	氏名	主な役職
	いわさき みきこ 岩崎 美紀子	筑波大学大学院 教授
○	きたむら ひろあき 北村 裕明	滋賀大学経済学部 特任教授
	しのざき ゆきこ 篠崎 由紀子	関西経済同友会 地方分権改革委員会 委員長代行
	つばい ゆづる 坪井 ゆづる	朝日新聞社 論説委員
◎	にいかわ たつろう 新川 達郎	同志社大学大学院 教授
	むこうはら きよし 向原 潔	関西経済連合会 地方分権・広域行政委員会 副委員長
	やました あつし 山下 淳	関西学院大学法学部 教授
	やました しげる 山下 茂	明治大学公共政策大学院 教授

◎：座長、○：副座長

（2）顧問名簿

氏名	主な役職
い お き べ まこと 五百旗頭 真	公益財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構 理事長

3 検討会の過程

(平成 29 年度)

第 1 回 平成 29 年 9 月 21 日(木)

- 分権型社会、広域行政、関西広域連合などについて

第 2 回 平成 29 年 10 月 13 日(金)

- 分権型社会、広域行政、関西広域連合などについて

第 3 回 平成 29 年 11 月 26 日(日)

- フランス、スペイン、イギリスの地方自治制度について

第 4 回 平成 29 年 12 月 8 日(金)

- EU の制度・仕組みについて
- ベルギー、カナダの地方自治制度について

第 5 回 平成 30 年 1 月 21 日(日)

- イタリアの地方自治制度について
- 第 1 回から第 4 回までの検討会で提起された論点について

第 6 回 平成 30 年 2 月 16 日(金)

- これまでの検討会で提起された論点について ～中間報告に向けて～

第 7 回 平成 30 年 3 月 16 日(金)

- これまでの検討会で提起された論点について ～中間報告に向けて～

(平成 30 年度)

第 8 回 平成 30 年 5 月 13 日(日)

- 広域行政の課題について (産業振興、観光・文化・スポーツ振興)

第 9 回 平成 30 年 6 月 16 日(土)

- 広域行政の課題について (防災、医療、インフラ、琵琶湖・淀川流域対策)

第 10 回 平成 30 年 7 月 22 日(日)

- 広域行政の課題について (環境、農林、その他)

第 11 回 平成 30 年 9 月 6 日（木）

- 関西広域連合のあり方について（短期的な視点から）

第 12 回 平成 30 年 10 月 12 日（金）

- 関西広域連合のあり方について（短期的な視点から）
- 広域行政のあり方について（中長期的な視点から）

第 13 回 平成 30 年 11 月 9 日（金）

- 広域行政のあり方について（中長期的な視点から）
- 広域行政のあり方についての提言 ～最終報告に向けて～

第 14 回 平成 30 年 12 月 26 日（水）

- 広域行政のあり方に関する提言について

第 15 回 平成 31 年 1 月 28 日（月）

- 広域行政のあり方に関する報告書素案について

第 16 回 平成 31 年 2 月 18 日（月）

- 広域行政のあり方に関する報告書案について

<関西について>

1 関西の人口・面積・総生産

	人口 (万人)		面積 (km ²)		県内総生産 (兆円)	
全 国	12,709		377,971		546.6	
東 京 都	1,352	〔10.6%〕	2,191	〔0.6%〕	104.3	〔19.1%〕
関西広域連合	2,205	〔17.4%〕	35,005	〔9.3%〕	88.1	〔16.1%〕
滋賀県	141	〔1.1%〕	4,017	〔1.1%〕	6.2	〔1.1%〕
京都府	261	〔2.1%〕	4,612	〔1.2%〕	10.3	〔1.9%〕
大阪府	884	〔7.0%〕	1,905	〔0.5%〕	39.1	〔7.2%〕
兵庫県	553	〔4.4%〕	8,401	〔2.2%〕	20.5	〔3.7%〕
奈良県	136	〔1.1%〕	3,691	〔1.0%〕	3.6	〔0.7%〕
和歌山県	96	〔0.8%〕	4,725	〔1.3%〕	3.5	〔0.6%〕
鳥取県	57	〔0.5%〕	3,507	〔0.9%〕	1.8	〔0.3%〕
徳島県	76	〔0.6%〕	4,147	〔1.1%〕	3.1	〔0.6%〕

平成27年国勢調査結果・平成27年度県民経済計算暫定版(県内総生産(名目))

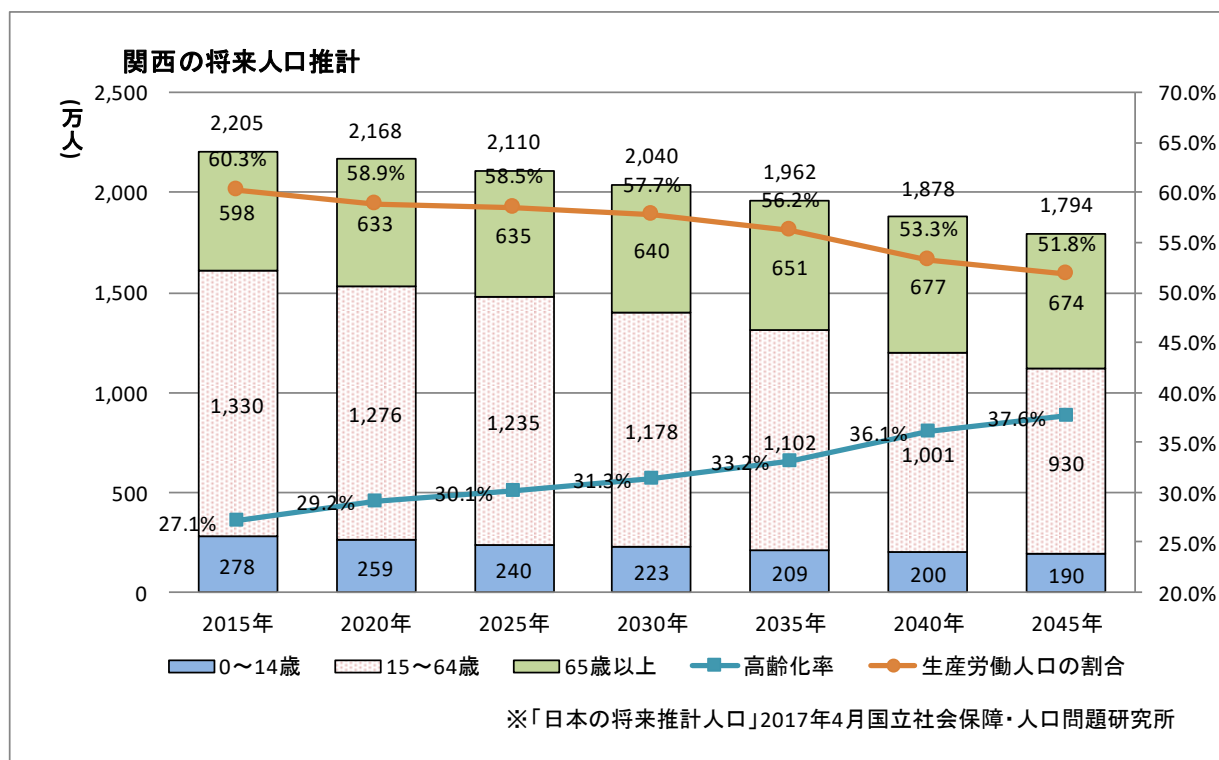
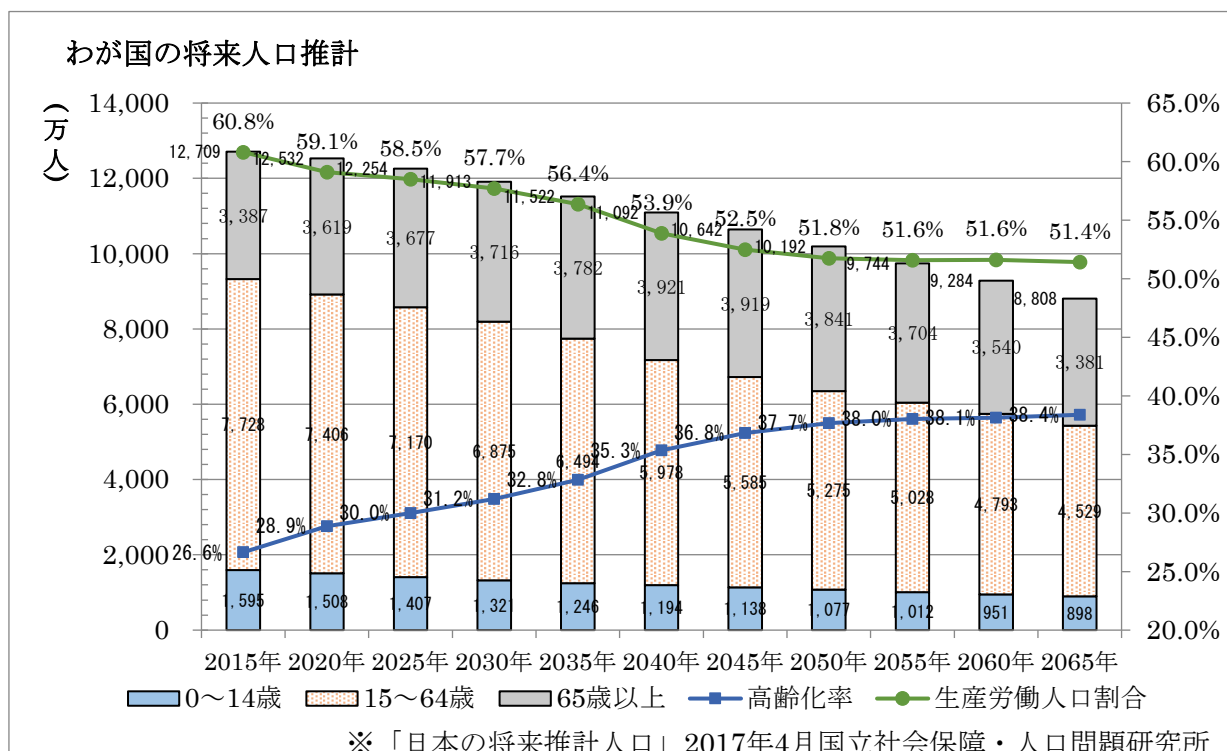
2 関西の経済規模

○県内総生産の推移(単位:億円)

年度	2011 a	2012	2013	2014	2015 b	比較 b/a
全 国	5,003,378 〔100.0%〕	4,991,907 〔100.0%〕	5,077,605 〔100.0%〕	5,142,963 〔100.0%〕	5,465,505 〔100.0%〕	109.2%
東 京 都	933,971 〔18.7%〕	928,036 〔18.6%〕	940,306 〔18.5%〕	949,021 〔18.5%〕	1,043,392 〔19.1%〕	111.7%
関西広域連合	835,360 〔16.7%〕	828,782 〔16.6%〕	837,886 〔16.5%〕	855,330 〔16.6%〕	880,539 〔16.1%〕	105.4%
滋賀県	58,474 〔1.2%〕	56,651 〔1.1%〕	58,392 〔1.1%〕	58,459 〔1.1%〕	61,636 〔1.1%〕	105.4%
京都府	98,476 〔2.0%〕	97,853 〔2.0%〕	97,590 〔1.9%〕	100,538 〔2.0%〕	103,455 〔1.9%〕	105.1%
大阪府	372,417 〔7.4%〕	369,124 〔7.4%〕	372,069 〔7.3%〕	379,340 〔7.4%〕	391,069 〔7.2%〕	105.0%
兵庫県	189,009 〔3.8%〕	188,549 〔3.8%〕	191,568 〔3.8%〕	197,881 〔3.8%〕	204,950 〔3.7%〕	108.4%
奈良県	34,878 〔0.7%〕	34,848 〔0.7%〕	35,177 〔0.7%〕	35,407 〔0.7%〕	35,774 〔0.7%〕	102.6%
和歌山県	35,745 〔0.7%〕	35,923 〔0.7%〕	35,891 〔0.7%〕	35,790 〔0.7%〕	35,267 〔0.6%〕	98.7%
鳥取県	17,582 〔0.4%〕	17,453 〔0.3%〕	17,712 〔0.3%〕	17,792 〔0.3%〕	17,551 〔0.3%〕	99.8%
徳島県	28,779 〔0.6%〕	28,381 〔0.6%〕	29,486 〔0.6%〕	30,123 〔0.6%〕	30,837 〔0.6%〕	107.2%

県民経済計算における「県内総生産(名目)」(平成27年度は暫定)

3 国・関西の年齢別将来人口予測



4 関西の人口の流出入

○関西広域連合構成府県への各圏域からの転入超過数(マイナスは転出超過数)

(単位:人)

		2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
総 数		▲ 13,076	3,157	▲ 2,406	▲ 12,616	▲ 18,194	▲ 19,058	▲ 16,993	▲ 16,483
内訳	東京圏(※1)	▲ 21,028	▲ 9,001	▲ 11,753	▲ 20,782	▲ 24,662	▲ 26,077	▲ 25,291	▲ 25,275
	関東圏(茨城県、栃木県、群馬県)	▲ 1	1,186	383	▲ 139	▲ 196	▲ 272	▲ 116	▲ 30
	名古屋圏(※2)	307	496	▲ 500	▲ 708	▲ 1,582	▲ 1,064	▲ 1,055	▲ 394
	中部圏(山梨県、長野県、静岡県)	▲ 76	306	344	149	252	436	459	190
	北海道	1,389	3,857	1,264	470	316	79	139	33
	東北					163	86	374	903
	北陸(新潟県、富山県、石川県、福井県)	4,673	4,562	6,122	5,812	1,334	981	1,053	917
	中国(島根県、岡山県、広島県、山口県)					2,069	2,758	2,535	2,883
	四国(香川県、愛媛県、高知県)					2,026	1,947	2,206	1,976
	九州・沖縄	1,660	1,751	1,734	2,582	2,086	2,068	2,703	2,314
流入増加(流出抑制)数 (当年一前年)			16,233	▲ 5,563	▲ 10,210	▲ 5,578	▲ 864	2,065	510

(※1)東京圏 : 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

(※2)名古屋圏: 岐阜県、愛知県、三重県

○関西広域連合構成府県への転入超過数(マイナスは転出超過数)

(単位:人)

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
滋賀県	2,316	3,114	1,283	▲ 143	▲ 889	▲ 1,987	▲ 706	▲ 715
京都府	▲ 1,940	37	▲ 418	▲ 1,973	▲ 1,174	▲ 279	▲ 750	▲ 1,662
大阪府	▲ 3,570	4,903	5,381	3,377	▲ 391	2,296	1,794	2,961
兵庫県	▲ 2,643	1,234	▲ 1,295	▲ 5,214	▲ 7,092	▲ 7,409	▲ 6,760	▲ 6,657
奈良県	▲ 2,297	▲ 1,965	▲ 2,691	▲ 2,781	▲ 3,065	▲ 3,962	▲ 3,619	▲ 3,467
和歌山県	▲ 2,225	▲ 1,975	▲ 2,382	▲ 2,505	▲ 2,957	▲ 3,980	▲ 3,894	▲ 3,488
鳥取県	▲ 1,132	▲ 1,059	▲ 1,453	▲ 1,683	▲ 1,131	▲ 1,503	▲ 1,310	▲ 1,484
徳島県	▲ 1,585	▲ 1,132	▲ 831	▲ 1,694	▲ 1,495	▲ 2,234	▲ 1,748	▲ 1,971
合 計	▲ 13,076	3,157	▲ 2,406	▲ 12,616	▲ 18,194	▲ 19,058	▲ 16,993	▲ 16,483

(出典)総務省「住民基本台帳人口移動報告」

5 関西の人口移動状況

○関西広域連合域内人口移動状況(2017年)

【期間: 2017年1月～12月】

(単位: 人)

		転出先								転出合計 (－は転入 超過)
		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	
転 入 元	滋賀県		-451	513	-12	-100	-95	-33	-43	-221
	京都府	451		2,050	-91	-857	-179	-55	-40	1,279
	大阪府	-513	-2,050		-1,791	-424	-1,588	-171	-419	-6,956
	兵庫県	12	91	1,791		-287	-295	-43	-182	1,087
	奈良県	100	857	424	287		31	-19	9	1,689
	和歌山県	95	179	1,588	295	-31		19	-21	2,124
	鳥取県	33	55	171	43	19	-19		37	339
	徳島県	43	40	419	182	-9	21	-37		659
転入合計(－ は転出超過)		221	-1,279	6,956	-1,087	-1,689	-2,124	-339	-659	

※府県別に、縦の数字はどこから転入してきたかを、横の数字はどこへ転出したかを表している。

6 関西の企業、学校など社会資源数

(1) 学校数・学生数(大学・大学院・短大)

	学校数	学生数	人口
全国	1,117	3,014,829	127,907,086
関西圏	222	639,948	22,161,999
東京圏	299	1,206,672	36,312,851
中京圏	124	281,851	15,197,115
その他	472	886,358	54,235,121

※文部科学省
「学校基本調査」
(平成29年5月現在)、
総務省「住民基本台帳
に基づく人口」
(平成29年1月現在)

(2) 企業数

本所の所在地	企業数
全国	351,294
関西圏	63,860
東京圏	105,434
中京圏	41,896
その他	140,104

※総務省「経済センサス・基礎調査」
(平成26年)

7 関西に存在する主な国の出先機関

機関名	組 織 (本局を除く 下部組織の数)	管轄区域 (2府4県は滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、和歌山県、奈良県)
近畿財務局	財務事務所 5 出張所 1	2府4県
近畿農政局	地方農政事務所 5 事務所・建設所 8	2府4県
近畿中国森林 管理局	管理事務所 3 管理署 11	2府4県 + 福井、三重、石川、鳥取、島根、 岡山、広島、山口
近畿経済産業局	神戸通商事務所 1	2府4県 + 福井県 ※電力は福井県の一部を 含まない(敦賀市以北)
近畿地方整備局	事務所 32 出張所等 76	2府4県 + 福井県 ※港湾空港部は福井県を含まない ※河川部 門は三重県の一部も含む(淀川水系、熊野川 水系) ※道路部門のうち、兵庫県内の鳥取自動車道 は管轄範囲に 含まれない(中国地方整備局 の管轄範囲)
近畿地方環境 事務所	自然保護官事務所 6	2府4県
近畿厚生局	事務所 6	2府4県 + 福井県
近畿運輸局	運輸支局 5 事務所 3	兵庫県を除く 5府県(滋賀県、京都府、大阪府、 奈良県、和歌山県) ※兵庫県は神戸運輸監理部の管轄となるが、 陸運部門(兵庫陸運部・姫路自動車 検査登 録事務所)は実質的に近畿運輸局の下部組織 として扱われている。

※平成 23 年 4 月 関西広域連合委員会資料より作成

8 在関西本省庁機関

機関名	所在地	設置時期
文化庁地域文化創生本部	京都市	平成 29 年 4 月
消費者庁消費者行政新未来創造オフィス	徳島市	平成 29 年 7 月
総務省統計局統計データ利活用センター	和歌山市	平成 30 年 4 月

関西広域連合では 政府機関等の移転を推進 しています！



政府の「まち・ひと・しごと創生本部」は、これまでに、文化庁の京都への全面的な移転と地域文化創生本部の設置、消費者庁等「消費者行政新未来創造オフィス」の徳島県への設置、総務省統計局「統計データ利活用センター」の和歌山県への設置のほか、複数の国の研究機関等の移転を決めました。ここまで成果を挙げられたのは、関西地域だけです。しかし、これで終わりではなく、「政府関係機関移転基本方針」等に基づく、各種施策の早期実現や施策の深化が図られるよう、政府に求めていく必要があります。そこで、関西広域連合の「政府機関等の移転」にかかる取り組み等をご紹介します。

政府機関移転に関する決定内容および現状

1. 全面的に移転 又は 新たな拠点の整備を行う中央省庁

文化庁

- ・平成29年4月「地域文化創生本部」を設置し、文化庁の一部を先行的に移転
- ・文化芸術基本法の施行により、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の分野における施策を同法の範囲に取り込むなど、文化庁の機能を強化
- ・平成29年7月、遅くとも平成33年度中に現京都府警察本部本館に、職員数は全体の7割を前提に250人程度以上が本格移転することが決定
- ・平成30年8月、本格移転先庁舎の増築部分を京都府の新政政棟との合築とすることなど、庁舎整備規模や整備に係る役割分担等について決定
- ・平成30年10月、文部科学省設置法の改正により、組織改革・機能強化された「新・文化庁」が発足。文化庁が中核となって我が国の文化行政を総合的に推進 **【京都府・市】**

(独)日本芸術文化振興会、(独)国立美術館、(独)国立文化財機構 (文化関係独立行政法人)

- ・文化関係独立行政法人の広報発信や相談に係る機能を置くことについて、効果を含め、具体的な検討を実施

消費者庁

- ・平成29年7月24日、実証に基づいた政策の分析・研究機能をベースとした消費者行政の発展・創造の拠点として「消費者行政新未来創造オフィス」を開設
- ・理論的・先進的な調査・研究のほか、全国展開を見据えた10のモデルプロジェクト(新未来創造プロジェクト)を実施
- ・消費者庁の働き方改革の拠点も兼ね、テレワークやペーパーレスを推進
- ・平成31年度を目途に検証し、見直しを実施 **【徳島県】**

(独) 国民生活センター

- ・主として関西・中国・四国地域の対象者を中心とした研修を継続するとともに、徳島独自の研修も実施
- ・徳島県の協力を得ながら徳島県を実証フィールドとした先駆的な商品テストのプロジェクトを実施

総務省統計局

- ・平成30年4月1日、先進的な統計データ利活用の推進拠点として、南海和歌山市駅ビルに「統計データ利活用センター」を設置
- ・ICTを活用して高度なデータ解析を実現する統計マイクロデータの提供を開始
- ・和歌山県と協力し地方創生に貢献 **【和歌山県】**

(独) 統計センター

- ・総務省統計局と密接に連携し、一体的に取り組むを実施

2. 地方支分部局等の機能強化が図られるもの

特 許 庁 【大阪府】	近畿地方の中小企業等の知的財産の保護・活用に対する支援の充実を図るため、 (独)工業所有権情報・研修館の地方拠点である「INPIT近畿統括本部（INPIT-KANSAI）」を設置（平成29年7月31日）
中小企業庁 【大阪府】	大阪をはじめ近畿地域における中小企業の実態把握機能を抜本的に強化するため、 近畿経済産業局に「中小企業政策調査課」を設置（平成29年4月1日）
観 光 庁 【兵庫県】	地域毎に異なる課題の解決及び地域の特色を生かした観光振興のための環境の整備 「観光ビジョン推進関西ブロック戦略会議」が発足（平成29年5月10日）

3. 政府関係研究機関、研修機関等

（国研）国立環境研究所	【滋賀県】	「国立環境研究所琵琶湖分室」の設置（平成29年4月1日）
（国研）理化学研究所	【京都府】	地域の大学、企業等との共同研究の展開
（国研）情報通信研究機構(NICT)	【京都府】	情報通信研究機構との研究連携体制の構築
（国研）医薬基盤・健康・栄養研究所	【大阪府】	「国立健康・栄養研究所」の全部移転
（国研）理化学研究所科学技術ハブ推進本部 関西拠点	【兵庫県】	「科学技術ハブ推進本部関西拠点」の設置（平成28年11月）
（国研）農業・食品技術総合研究機構 （農研機構）	【鳥取県】	「鳥取ナシ育種研究サイト」の開設（平成29年4月7日）
（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構	【鳥取県】	職業能力開発総合大学校の調査・研究機能の一部移転 「基盤整備センター高度訓練開発室」が移転・開所 （平成30年4月23日）

関西広域連合の取り組みの概要

- 構成団体の移転実現に向けた取り組みについて、国土の双眼構造の実現に加えて、地方創生の観点からも実効性のある取り組みとなるよう支援します。
- 「政府機関等対策プロジェクトチーム」（平成28年12月設置）が中心となり、構成団体と連携して関西の特色を活かした施策を検討し、その実現を図ります。

文化庁地域文化創生本部との連携と文化庁の全面的移転の推進等

- ・文化庁の京都への全面的移転を推進するため、オール関西で支援
- ・地域文化創生本部と連携し、関西から文化の力で日本を元気にする取り組みを展開
（約40人規模、広域連合構成団体からも職員を派遣）
- ・（独）日本芸術文化振興会、（独）国立美術館、（独）国立文化財機構の広報発信・相談機能の設置を要請

消費者庁の全面的移転の推進等

- ・各省庁が行う関係者とのネットワーク整備や、分析・研究、実証実験等のプロジェクトに協力し、全面的な移転に向け、オール関西で支援
- ・構成団体内での被害事案の情報共有を図るための取り組みを検討
- ・（独）国民生活センターへの研修の参加や大学、医療機関、研究施設等の活用等について、構成団体とも連携しながら協力

「統計データ利活用センター」の取り組み支援等

- ・自治体向け研修会等、統計データ利活用センターが実施する取り組みにオール関西で協力

その他の中央省庁の移転に向けた取り組み

- ・まずは、地方支分部局等の体制整備の取組が地方創生の趣旨に基づいて実現されること、将来的には、これらの省庁の関西への移転について引き続き要望
- ・「政府関係機関移転基本方針」の決定により実施することとされた各省庁の地方移転に関する社会実験の速やかな着手についても実現を目指す

研究機関・研修機関の移転実現に向けた支援



関西広域連合本部事務局地方分権課（政府機関等対策プロジェクトチーム）

〒530-0005 大阪市北区中之島5-3-51 大阪府立国際会議場11階 ☎06-4803-5674

10 関西に存在する主要な経済団体

団体名	所在地	団体名	所在地
関西経済連合会	大阪市	滋賀県商工会議所連合会	大津市
関西経済同友会	大阪市	奈良県商工会議所連合会	奈良市
大阪商工会議所	大阪市	和歌山県商工会議所連合会	和歌山市
京都商工会議所	京都市	鳥取県商工会議所連合会	鳥取市
神戸商工会議所	神戸市	徳島県商工会議所連合会	徳島市
堺商工会議所	堺市		

※2019年1月 関西広域連合との意見交換会参集団体

＜関西広域連合について＞

1 関西広域連合規約

○関西広域連合規約

平成22年12月1日
総行市第250号

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、関西広域連合(以下「広域連合」という。)という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県(以下「構成府県」という。)並びに京都市、大阪市、堺市及び神戸市(以下「構成指定都市」という。以下「構成府県」とあわせて「構成団体」と総称する。)をもって組織する。

(平24総行市41・平24総行市107・平27総行市181・変更)

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、構成府県の区域とする。

(平24総行市41・変更)

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 広域(2以上の構成府県の区域にまたがる区域をいう。以下同じ。)にわたる次に掲げる計画の策定及び実施に関する事務

ア 防災、観光、文化及びスポーツの振興、産業の振興、医療の確保、環境の保全等に関する計画

イ 広域連合の区域内における地域の振興に関する計画([第6条](#)に規定する広域計画を除く。)

ウ まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第9条第1項に規定する計画

(2) 広域にわたる防災に関する事務(感染症のまん延その他自然災害以外の緊急事態に関する事務を含む。)のうち、次に掲げるもの

ア 災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下本号において「法」という。)第48条第1項に規定する防災訓練に関する事務

イ 法第49条に規定する防災に必要な物資及び資材の備蓄に関する事務

ウ 災害が発生した場合における防災に係る事務の実施に対する支援及び調整に関する事務

エ 防災に資するための人材の育成に関する事務

オ 感染症のまん延その他自然災害以外の緊急事態に係る構成団体間の連携及び調整に関する事務

カ 防災に係る調査研究に関する事務

(3) 観光、文化及びスポーツの振興に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア 通訳案内士法(昭和24年法律第210号)に規定する全国通訳案内士及び地域通訳案内士(広域連合の区域をその業務区域に含むものに限る。)に係る登録等に関する事務のうち、同法第19条から第27条まで(同法第57条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第33条(第1項を除く。))及び第34条(同法第59条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第54条(第4項を除く。))並びに第55条に規定する事務

イ 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号。以下本号において「法」という。)に規定する外客来訪促進計画に関する事務のうち、次に掲げるもの

(ア) 法第4条(第3項を除く。))に規定する外客来訪促進計画の策定及び実施に関する事務

(イ) 法第4条第1項第3号に規定する観光経路の設定に関する事務

ウ 観光旅客の来訪を促進する事業に関する事務で広域にわたるもの

エ 観光に係る統計調査の研究に関する事務で広域にわたるもの

オ 観光に係る案内表示の基準の統一に関する事務で広域にわたるもの

カ 文化の魅力発信及び継承に関する事務で広域にわたるもの

キ スポーツ大会の誘致及び開催の支援に関する事務で広域にわたるもの

(4) 広域にわたる産業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア 産業に係る情報の共有、研究開発等における構成団体間の連携に関する事務

イ 構成団体が設置した技術支援機関の連携に関する事務

- ウ 地域産業資源を活用した新商品、役務の提供等の紹介及び宣伝に関する事務
- エ 新たな事業分野の開拓を図る者に対する支援に関する事務
- オ 農林水産物の区域内消費の拡大に関する事務
- カ 農林水産物の競争力強化及び国内外における需要拡大に関する事務
- (5) 医療の確保に関する事務のうち、次に掲げるもの
 - ア 救急医療用ヘリコプター(救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成19年法律第103号。以下本号において「法」という。)に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。以下同じ。)に関する事務のうち、次に掲げるもの
 - (ア) 法第6条に規定する関係者の連携に関する事務
 - (イ) 法第8条第1項に規定する補助に関する事務
 - (ウ) 救急医療用ヘリコプターの運航に関する事務(ア及びイに掲げるものを除く。)
 - イ 救急医療用ヘリコプターの配置及び運航区域の設定に関する事務で広域にわたるもの
 - ウ 医療に係る構成団体間の連携に係る調査研究及び実施に関する事務で広域にわたるもの
- (6) 広域にわたる環境の保全に関する事務のうち、次に掲げるもの
 - ア 温室効果ガス(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。)の排出の総量の削減に関する事務
 - イ 野生鳥獣の保護及び管理その他の生物多様性の保全に関する事務
 - ウ 廃棄物の発生抑制及び再使用並びに資源の有効利用の促進に関する事務
 - エ 環境学習の推進に関する事務
- (7) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に規定する准看護師、調理師法(昭和33年法律第147号)に規定する調理師及び製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)に規定する製菓衛生師に係る試験及び免許に関する事務のうち、次に掲げるもの
 - ア 保健師助産師看護師法第8条、第9条、第11条、第12条第4項及び第5項、第13条第2項、第14条(第1項を除く。)、第15条第2項及び第16条から第18条まで、第15条の2第2項、第4項及び第5項、第18条、第22条第4号並びに第25条に規定する事務
 - イ 調理師法第3条、第3条の2(第3項及び第4項を除く。)、第4条から第5条の2(第3項を除く。))まで及び第6条に規定する事務
 - ウ 製菓衛生師法第3条、第4条第1項及び第2項並びに第5条の2から第8条までに規定する事務
- (8) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第39条の規定に基づく研修のうち、広域的な見地から構成団体の職員に対し合同して行う研修の実施に関する事務
- (9) 前各号に掲げる事務のほか、広域にわたる行政の推進に係る基本的な政策の企画及び調整に関する事務
- 2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号ア(同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。))及び第4号から第8号までに掲げる事務にあっては奈良県に係るものを、同項第1号ア(同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。))、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあっては鳥取県に係るものを、同項第3号(ア及びイに係る事務に限る。))、第5号(ア及びイに係る事務に限る。))及び第7号に掲げる事務にあっては構成指定都市に係るものを除くものとする。
- 3 広域連合は、第1項各号に掲げる事務のほか、国の行政機関の長の権限に属する事務のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の2第1項の規定に基づき、広域連合が処理することとされる事務(広域連合の区域外の事務であって、法令の定めるところにより広域連合が処理することとされるものを含む。)を処理する。
(平24総行市1・平24総行市41・平26総行市170・平27総行市157・平27総行市181・平28総行市47・平30総行市78・変更)
(事務の追加)
- 第5条 広域連合は、前条第1項各号に掲げる事務のほか、構成団体の事務のうち、広域にわたり処理することが適当であると認めるものについて、構成団体の議会の議決を経て必要な規約の変更を行い、追加して処理するものとする。
- 2 広域連合は、前条第3項に規定する事務を処理しようとするときは、あらかじめ構成団体と協

議を行うものとし、当該事務を処理することとされたときは、必要な規約の変更を行うものとする。

- 3 広域連合は、地方自治法第291条の2第4項の規定に基づき国の行政機関の長に対し当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部を広域連合が処理するよう要請する場合にあつては、あらかじめ構成団体と協議を行うものとする。

(広域連合が作成する広域計画の項目)

第6条 広域連合が作成する広域計画(地方自治法第284条第3項に規定する広域計画をいう。以下同じ。)には、次に掲げる項目について記載するものとする。

- (1) [第4条第1項各号](#)及び[第3項](#)並びに[前条第1項](#)に規定する事務の処理に関連して広域連合及び構成団体が行う事務に関すること。

- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第7条 広域連合の主たる事務所は、大阪市内に置く。

(広域連合の議会の定数)

第8条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、39人とする。

(平25総行市117・平27総行市181・変更)

(広域連合議員の選挙の方法)

第9条 広域連合議員は、構成団体の議会の議員のうちから、構成団体の議会において選挙する。

- 2 [前項](#)の規定により構成団体の議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、[第1号](#)に定める人数(以下[本項](#)において「府県定数」という。)を基準として、[第2号](#)に定める人数とする。

- (1) それぞれの構成府県の区域について2人に、次に掲げる構成府県の区分に応じ、それぞれ次に定める人数を加えた人数

ア 人口(地方自治法第254条に規定する人口をいう。以下[本号](#)において同じ。)250万未満の構成府県 2人

イ 人口250万以上500万未満の構成府県 4人

ウ 人口500万以上750万未満の構成府県 6人

エ 人口750万以上の構成府県 8人

- (2) [次の表](#)の左欄に掲げる構成団体ごとに、それぞれ[同表](#)の右欄に定める人数

構成団体	人数
構成指定都市を包括する構成府県	当該構成府県の府県定数から包括する構成指定都市の人数を減じた人数
上記以外の構成府県	当該構成府県の府県定数に相当する人数
構成指定都市	次に掲げる指定都市の区分に応じ、それぞれ次に定める人数 ア 大阪市 3人 イ 京都市、堺市及び神戸市 2人

- 3 [次の各号](#)に掲げる構成団体については、[前項](#)の規定にかかわらず、その議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、[同項](#)の規定による人数から[当該各号](#)に定める人数を減じた人数とする。

- (1) [第4条第2項](#)の規定により、広域連合が処理することとされている[同条第1項第2号](#)から[第8号](#)までに掲げる事務の数が3以下となる構成団体 1人

- (2) 構成団体間の均衡又は国の地方行政機関の管轄区域を考慮して定めた次に掲げる構成団体 1人

ア 兵庫県

イ 鳥取県

ウ 徳島県

- 4 [前3項](#)の議会における選挙については、地方自治法第118条の規定の例による。

(平25総行市117・変更)

(広域連合議員の任期)

第10条 広域連合議員の任期は、構成団体の議会の議員としての任期による。ただし、後任者が就任する時まで在任する。

2 前項の規定にかかわらず、広域連合議員が、構成団体の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかに選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第11条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第12条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長1人を置く。

2 広域連合長に事故があるとき又は広域連合長が欠けたときは、副広域連合長がその職務を代理する。

3 広域連合長は、第15条第1項に規定する広域連合委員会の委員にその事務の一部を分掌させることができる。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第13条 広域連合長は、構成団体の長のうちから、構成団体の長が投票により選挙する。

2 広域連合長が欠けたときは、前項の規定により、速やかに選挙しなければならない。

3 副広域連合長は、広域連合長が広域連合長以外の構成団体の長のうちから選任する。

(広域連合の執行機関の任期)

第14条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、2年とする。

2 広域連合長及び副広域連合長が構成団体の長でなくなったときは、同時にその職を失う。

(広域連合委員会の設置等)

第15条 広域連合の運営に当たって必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、広域連合に構成団体の長を委員とする合議機関として関西広域連合委員会(以下「広域連合委員会」という。)を置く。

2 広域連合長は、広域連合の施策に係る重要事項に関する基本方針及び処理方針について広域連合委員会に諮るものとする。

3 広域連合委員会の委員の任期は、当該構成団体の長としての任期による。

4 広域連合委員会に委員長を置き、広域連合長をもって充てる。

5 広域連合委員会に副委員長を置き、副広域連合長をもって充てる。

6 委員長は、広域連合委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 広域連合長は、広域連合に関する事務を効果的に推進するため、広域連合と密接な連携を図ることが必要と認める地方公共団体(以下「連携団体」という。)の長を、協議の上、指定し、広域連合委員会へ出席を求め、その意見を聴取することができる。また、連携団体の長は、委員長の承認を得て、広域連合委員会に出席し、意見を述べることができる。

9 広域連合長は、広域連合委員会の意見に基づき、必要な措置を講じなければならない。

(広域連合協議会の設置)

第16条 広域連合に、広域にわたる課題その他必要な事項について幅広く意見を聴取するため、地方自治法第292条において準用する同法第138条の4第3項に規定する附属機関として、関西広域連合協議会を置く。

(選挙管理委員会)

第17条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもって組織する。

3 選挙管理委員は、構成団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会において選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第18条 広域連合に、監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任されるものにあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(補助職員)

第19条 第12条に定める者のほか、広域連合に会計管理者その他の必要な職員を置く。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第20条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 構成団体の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 前2号に掲げる収入以外の収入

2 前項第1号に掲げる負担金の額は、別表により広域連合の予算において定めるものとし、別表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、同表の中欄に定める負担する構成団体ごとに、それぞれ同表の右欄に定める負担割合により按分する。この場合において、同表の中欄に構成指定都市が含まれる同表の左欄に掲げる経費(第4条第1項第8号に規定する経費を除く。)に係る各構成団体の負担金の額を、人口割、宿泊施設数割、事業所数割又は第1次産業就業者数割(以下「人口割等」という。)により算出するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところにより算出する。

(1) 構成指定都市の負担金 当該構成指定都市に係る人口、宿泊施設数、事業所数又は第1次産業就業者数(以下「人口等」という。)の2分の1に相当する数の別表の中欄に掲げる構成府県に係る人口等の合計に対する割合に応じて、当該経費の総額から按分して算出すること。

(2) 構成府県の負担金 当該経費の総額から前号の規定により算出した各構成指定都市の負担金の額を控除した額を、構成府県の人口割等により按分することにより算出すること。

3 第4条第2項の規定の適用を受ける構成団体については、前項及び別表の規定にかかわらず、その負担金の額を減額することができる。この場合における負担金の額の算出の方法については、別に定める。

4 第1項第2号及び第3号に掲げる収入のうち、構成団体の負担すべき金額に充てるべき収入がある場合の構成団体の負担金の額は、前2項及び別表の規定にかかわらず、当該収入を第1項第1号に掲げる負担金の一部とみなして、前2項又は別表により算出した金額から当該収入の金額を控除して得た額とする。

(平24総行市41・平25告示4・変更)

(規則への委任)

第21条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

(検討)

2 第4条第3項又は第5条第1項の規定により事務を処理しようとする場合であつて、当該事務の処理により、住民の生活に大幅な影響を及ぼし、又は広域連合の体制を強化する必要があると認められるときは、広域連合の議会の構成、執行機関の組織、経費の支弁の方法等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(広域連合の処理する事務に係る経過措置)

3 広域連合長が定める日までの間における第4条第1項第3号ア、第5号ア及び第7号に規定する事務は、これらの規定にかかわらず、これらの規定に関する事務の準備行為とする。

4 広域連合長が定める日までの間における第4条第1項第5号アに規定する事務は、同号アの規定にかかわらず、京都府、兵庫県及び鳥取県の区域において運航されるものに限るものとする。

(負担金の徴収に係る経過措置)

- 5 年度途中で構成団体となった場合の第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出については、月割によるものとする。

(平24総行市41・追加、平25総行市117・旧附則第6項繰上)

- 6 平成22年度における第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出についての同条第2項及び別表の適用については、同表(備考を除く。)中「受講者数割」とあるのは、「均等割」とする。

(平24総行市41・旧附則第5項繰下・変更、平25総行市117・旧附則第7項繰上)

- 7 広域連合長が定める日までの間における第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出についての同条第2項及び別表の適用については、同表備考2中「提出した者の住所のある構成団体ごとの総数」とあるのは、「構成団体に提出した者の総数」とする。ただし、これにより難い場合は、別に広域連合長の定めるところによる。

(平24総行市41・旧附則第6項繰下、平25総行市117・旧附則第8項繰上)

附 則(平成24年1月25日総行市第1号)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。

(負担金の徴収に係る経過措置)

- 2 平成24年度における構成団体の負担金の額の算出に係る改正後の関西広域連合規約別表の適用については、同表総務費の部第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費の項及び事業費の部第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費の項中「受験者数割」とあるのは、「受験者数割を基本とし広域連合長が別に定める負担割合」とする。

附 則(平成24年4月23日総行市第41号)

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

附 則(平成24年8月14日総行市第107号)

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第4号)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

(負担金の徴収に係る経過措置)

- 2 広域連合長が定める日までの間における改正後の関西広域連合規約第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費に係る和歌山県の負担については、同規約第20条及び別表の規定にかかわらず、従前の和歌山県と大阪府及び徳島県との間の協定の例により関係団体で協議して定める。

附 則(平成25年8月12日総行市第117号)

(施行期日)

- 1 この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

(広域連合議員の人数に係る経過措置)

- 2 この規約の施行の際現に広域連合議員である者の人数が改正後の第9条の規定による人数を超えることとなる構成団体の広域連合議員の人数は、当該構成団体の議会において同条の規定による選挙が行われるまでの間、なお従前の例による。この場合における広域連合議員の定数は、改正後の第8条の規定にかかわらず、36人に当該超えることとなる広域連合議員の人数を加えた人数とする。

附 則(平成26年5月13日総行市第170号)

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

附 則(平成27年8月31日総行市第157号)

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

附 則(平成27年12月4日総行市第181号)

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

附 則(平成28年5月20日総行市第47号)

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

附 則(平成30年1月4日総行市第78号)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第3号及び第2項並びに別表の改正規定並びに次項の規定は、総務大臣の許可のあった日から施行する。
(経過措置)
- 2 関西広域連合は、この規約の施行の日前においても、改正後の関西広域連合規約第4条第1項第7号に掲げる事務(同号アからウまでに掲げる事務を除く。)の実施に必要な準備行為をすることができる。

別表(第20条関係)

(平24総行市41・全改、平24総行市107・平25告示4・平26総行市170・平27総行市157・平27総行市181・平28総行市47・平30総行市78・変更)

経費の区分	負担する構成団体	負担割合
総務費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	均等割 10分の10
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	受験者数割 10分の10
企画調整費	第4条第1項第1号イ及びウ並びに第9号に規定する事務に係る経費	均等割(これにより難い事務に係る経費にあつては、広域連合長が別に定める負担割合) 10分の10
事業費	第4条第1項第1号アに規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体
	第4条第1項第2号に規定する事務に係る経費	人口割 10分の10
	第4条第1項第3号ア及びイに規定する事務に係る経費	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
	第4条第1項第3号ウからキまでに規定する事務に係る経費	人口割 10分の5 宿泊施設数割(文化及びスポーツの振興に関する事務に係る経費にあつては、均等割) 10分の5
	第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5 (第1次産業の振興に関する事務に係る経費にあつては、第1次産業就業者数割 10分の10)
	第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	利用実績割 10分の10

	及び徳島県	
第4条第1項第5号イ に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10
第4条第1項第5号ウ に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
第4条第1項第6号 に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
第4条第1項第7号 に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
第4条第1項第8号 に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	受講者数割(ウェブ研修に関する事務に係る経費にあっては、均等割) 10分の10
事業費のうち、この表の中欄又は右欄の規定により難いと認められる事務に係る経費にあっては、負担する構成団体又は負担割合について広域連合長が別に定める。		

備考

- 1 この表において「均等割」とは、負担する構成団体の数の割合をいう。
- 2 この表において「受験者数割」とは、当該年度前の3箇年度においてそれぞれの試験に係る受験願書(これに相当するものを含む。)を提出した者の住所のある構成団体ごとの総数の割合をいう。
- 3 この表において「人口割」とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づく構成団体の人口の割合をいう。
- 4 この表において「宿泊施設数割」とは、統計法(平成19年法律第53号)附則第12条の規定により同法第19条第1項の承認を受けた一般統計調査とみなされる宿泊旅行統計調査の最近に公表された結果に基づく構成団体の宿泊施設の総数の割合をいう。
- 5 この表において「事業所数割」とは、統計法第2条第4項に規定する基幹統計である工業統計調査の最近に公表された結果に基づく構成団体の従業者10人以上の事業所の総数の割合をいう。
- 6 この表において「第1次産業就業者数割」とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づく構成団体の第1次産業就業者数の割合をいう。
- 7 この表において「利用実績割」とは、当該年度において構成団体が救急医療用ヘリコプターを利用した回数の割合をいう。
- 8 この表において「受講者数割」とは、当該年度において研修を受けた構成団体の職員の数の割合をいう。

2 関西広域連合の設立のねらいと基本方針

(1) 設立のねらい

① 地方分権改革の突破口を開く（分権型社会の実現）

中央集権体制と東京一極集中を打破し、地域の自己決定、自己責任を貫ける分権型社会を実現するため、一向に進まない国の地方分権改革をただ待つのではなく、広域課題に地域が主体的に対応できる現実的な仕組みづくりに向け、関西が全国に先駆けて立ち上がり、地方分権改革の突破口を開く。

② 関西における広域行政を展開する（関西全体の広域行政を担う責任主体づくり）

関西全体の広域行政を担う責任主体を確立するため、既存の広域連携の取組とは異なる、執行機関と議会を有する新たな行政主体を設立し、東南海・南海地震に備えた広域防災対策、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域的な救急医療連携、地球温暖化や自然保護等の環境対策、交通・物流基盤の一体的な運営管理等に取り組む。

③ 国と地方の二重行政を解消する（国の地方支分部局の事務の受け皿づくり）

各自治体の財政状況がより一層厳しさを増すなか、各団体の個性や資源を効果的に活用するとともに、地方支分部局を中心とした国の事務、権限のうち、広域自治体で担うべき事務について移譲を受けて、広域連合議会の監視のもとで広域連合が一元的に事務を担い、国と地方の二重行政の解消に取り組み、関西全体として、スリムで効率的な行政体制への転換を目指す。

(2) 基本方針

① まず一步を踏み出す（早期に実施可能な事務から取り組む）

本格的な広域行政の実現に向けた第一歩として、広域防災、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域医療、広域環境保全、資格試験・免許等、早期に実現可能な事務から順次取り組む。

② 生活者重視の運営を行う（住民生活に直結する事務から取り組む）

広域連合が住民生活の向上に寄与するものとなるよう、各団体に共通する行政課題のうち、東南海・南海地震に備えた広域防災対策、ドクターヘリを活用した広域的な救急医療連携の仕組みづくりなど、住民の生活に身近な事務に重点を置いて実施する。

③ 柔軟な参加形態とする（早期設立と全団体参加への道筋）

各団体の地勢、財政の状況、各事業のこれまでの取組等の様々な事情を踏まえ、分野ごとの部分参加、参加事務の段階的拡充、広域連合設立後の新規参加を可能とするほか、設立当初からの参加が難しい県や政令市との協議の仕組みを構築する。

④ 簡素で効率的な執行体制とする（既存の組織を活用する）

各団体等の既存組織の活用やそれらとの連携を図ることにより、簡素で効率的な組織体制や事業執行体制の確立を目指す。また、広域連合の設立によって、各府県・政令市を含む基礎自治体の事務が効率性・経済性を損なうことがないように留意する。

⑤ 成長する広域連合を目指す（実施する事務を順次拡大する）

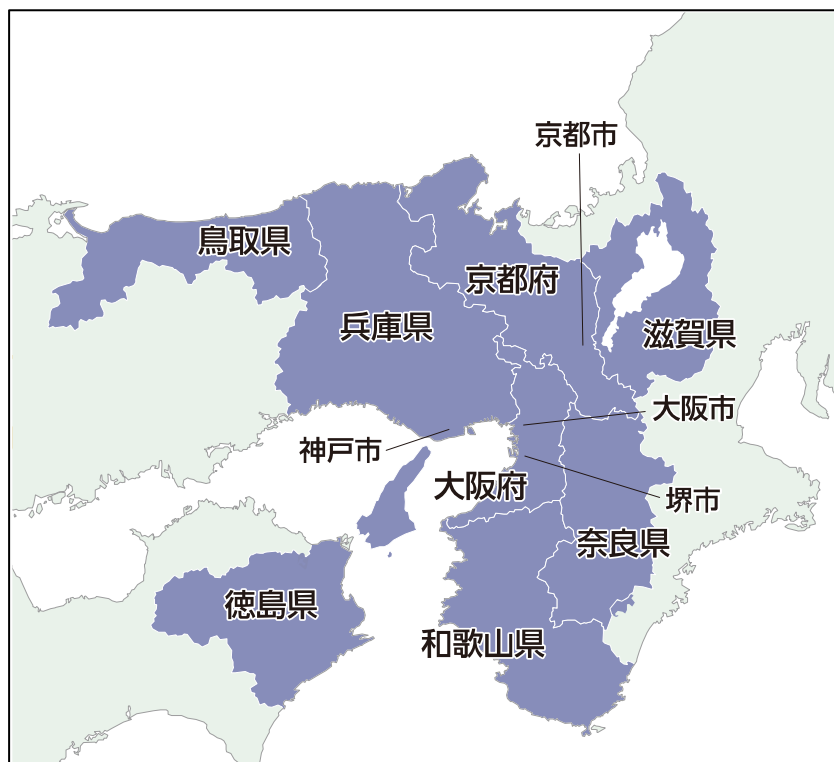
広域連合設立当初の事務の蓄積を踏まえ、順次、事務の拡充や、新たな分野として広域交通・物流基盤整備などを実施することを検討する。また、国の地方支分部局の事務の移譲を受けて一元的に処理するとともに、成長する広域連合として実施する事務を順次拡大する。

⑥ これまでの広域連携の取組を発展させる（官民連携の蓄積を生かす）

広域連合と関西広域機構が車の両輪となって相互連携を図り、官民連携事業の仕組みを再構築することにより、これまで関西の自治体・経済界により取り組まれてきた多彩な広域連携事業のさらなる発展を目指す。

3 関西広域連合の構成団体

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県は平成 22 年 12 月 1 日（設立日）から、大阪市及び堺市は平成 24 年 4 月 23 日から、京都市及び神戸市は平成 24 年 8 月 14 日から、奈良県は平成 27 年 12 月 4 日から加入（福井県、三重県は連携団体）



4 関西広域連合で取り組んでいる事務

(1) 基本的な考え方

広域連合では、広域的な行政課題に関する事務のうち、基礎自治体や府県よりも広域の行政体が担うべき事務を処理する。

(広域連合で処理する事務のメルクマール)

- ① 広域連合で処理することにより住民生活の向上が期待できる事務
- ② 広域連合で処理することにより行政効果の向上が期待できる事務
- ③ 広域連合で処理することにより効率的な執行が期待できる事務
- ④ 国が担っている事務のうち、権限移譲を受けて実施することで関西の広域課題の解決に資する事務

(2) 広域事務の分野

本部事務局	分野事務局（担当委員府県に分散配置）					
総務、企画、計画、 地方分権対策、 資格試験・免許等	広域防災局 (兵庫県)	広域観光・ 文化・スポーツ振興局 (京都府)	広域産業 振興局 (大阪府)	広域医療局 (徳島県)	広域環境 保全局 (滋賀県)	広域職員 研修局 (和歌山県)
インフラ 特区担当 (大阪府)						
イノベーション推進担当 (兵庫県)						
		スポーツ部 (兵庫県)	農林水産部 (和歌山県)			
		シバーク推進 (鳥取県)				

(3) 現在取り組んでいる事務

(関西広域連合第3期広域計画より)

① 広域事務

分 野	重点方針
広域産業振興	○ 世界の成長産業をリードするイノベーション創出環境・機能の強化 ○ 高付加価値化による中堅・中小企業等の国際競争力の強化 ○ 「関西ブランド」の確立による地域経済の戦略的活性化 ○ 企業の競争力を支える高度人材の確保・育成
広域観光・ 文化・スポーツ 振興	(観光振興) ○ 多様な広域観光の展開による関西への誘客 ○ 戦略的なプロモーションの展開 ○ 外国人観光客の受入を拡大し、周遊力・滞在力を高める観光基盤の整備 ○ 東京オリンピック・パラリンピック等を見据えた文化・スポーツ観光の展開 ○ 官民が一体となった広域連携DMOの取組の推進

分 野	重点方針
	(文化振興) ○ 関西文化の振興と国内外への魅力発信 ○ 連携交流による関西文化の一層の向上 ○ 関西文化の次世代継承 ○ 情報発信・連携交流支援・人づくりを支えるプラットフォームの活用 ○ 東京オリンピック・パラリンピック等や文化庁の全面的移転決定を見据えた新たな関西文化の振興
スポーツ部	○ 「ワールドマスターズゲームズ 2021 関西」の開催支援 ○ 「生涯スポーツ先進 1 府関西」の実現 ○ 「スポーツの聖地関西」の実現 ○ 「スポーツツーリズム先進地域関西」の実現
広域防災	○ 大規模広域災害を想定した広域対応の推進 ○ 災害時の物資供給の円滑化の推進 ○ 防災・減災事業の推進
広域医療	○ 広域救急医療体制の充実 ○ 災害時における広域医療体制の強化 ○ 課題解決に向けた広域医療体制の構築
農林水産業振興	○ 地産地消運動の推進による域内消費拡大 ○ 食文化の海外発信による需要拡大 ○ 国内外への農林水産物の販路拡大 ○ 6次産業化や農商工連携の推進などによる競争力の強化 ○ 農林水産業を担う人材の育成・確保 ○ 都市との交流による農山漁村の活性化と多面的機能の保全
広域環境保全	○ 再生可能エネルギーの拡大と低炭素社会づくりの推進 ○ 自然共生型社会づくりの推進 ○ 循環型社会づくりの推進 ○ 環境人材育成の推進
広域職員研修	○ 幅広い視野を有する職員の養成及び業務執行能力の向上 ○ 構成団体間の相互理解及び人的ネットワークの活用 ○ 効率的な研修の促進

②企画調整事務

事 務	事業の概要
エネルギー政策の推進	関西における中長期的なエネルギー政策の考え方の検討、電力需給等の把握・検証等を実施するため、「エネルギー検討会」を設置し、関西エネルギープランの策定、水素エネルギーの利活用に向けた広域的取組の検討を実施。
特区事業の展開	国の特区制度を効果的に活用していくため、国家戦略特区など特区制度の改善や活用促進に関し国に提案を行うとともに、関西イノベーション国際戦略総合特区事業を推進。
イノベーションの推進	広域的課題の解決に向けた関西の産学官連携体制の構築を図り、産学連携による大学・科学技術基盤のネットワーク化を推進しイノベーションを創出。

5 関西広域連合の平成 30 年度予算

平成30年度当初予算

(歳入)		(単位：千円)			
款	項	平成30年度 (当初予算)	平成29年度 (当初予算)	増 減 増 減 額	増 減 率(%)
分担金及び 負 担 金	負 担 金	1,333,203	1,263,882	69,321	5.5
使用料及び 手 数 料	手 数 料	118,873	119,371	△ 498	△ 0.4
国庫支出金	国庫補助金	772,284	665,818	106,466	16.0
財 産 収 入	財産運用収入	1	1	0	0.0
寄 附 金	寄 附 金	1	1	0	0.0
繰 入 金	基金繰入金	44,050	21,484	22,566	105.0
繰 越 金	繰 越 金	1	1	0	0.0
諸 収 入	預 金 利 子	1	1	0	0.0
	雑 入	64,179	20,331	43,848	215.7
歳 入 合 計		2,332,593	2,090,890	241,703	11.6

(歳出)		(単位：千円)			
款	項	平成30年度 (当初予算)	平成29年度 (当初予算)	増 減 増 減 額	増 減 率(%)
議 会 費	議 会 費	17,000	16,382	618	3.8
総 務 費	企画管理費	380,341	381,566	△ 1,225	△ 0.3
	選 挙 費	164	164	0	0.0
	監査委員費	600	853	△ 253	△ 29.7
総務費（小計）		381,105	382,583	△ 1,478	△ 0.4
広域防災費	広域防災費	22,946	22,771	175	0.8
広域観光・ 文化・スポ ーツ振興費	広域観光・ 文化振興費	112,862	98,286	14,576	14.8
	広域スポーツ 振興費	14,132	8,798	5,334	60.6
広域産業 振興費	広域産業 振興費	41,182	41,182	0	0.0
	広域農林 水産振興費	8,083	7,988	95	1.2
広域医療費	広域医療費	1,515,645	1,316,395	199,250	15.1
広域環境 保全費	広域環境 保全費	48,986	47,901	1,085	2.3
資格試験・ 免許費	資格試験・ 免許費	161,372	139,305	22,067	15.8
広域職員 研修費	広域職員 研修費	4,279	4,298	△ 19	△ 0.4
事業費（小計）		1,929,487	1,686,924	242,563	14.4
公 債 費	公 債 費	1	1	0	0.0
予 備 費	予 備 費	5,000	5,000	0	0.0
歳 出 合 計		2,332,593	2,090,890	241,703	11.6

平成30年度当初予算【施策体系別】 総括表

(単位:千円)

	平成30年度 (当初予算)	平成29年度 (当初予算)	増減額	増減率(%)
I 7分野の取組	1,929,487	1,686,924	242,563	14.4
1 広域防災	22,946	22,771	175	0.8
2 広域観光・文化・スポーツ振興	126,994	107,084	19,910	18.6
2-1 広域観光・文化	112,862	98,286	14,576	14.8
2-2 広域スポーツ	14,132	8,798	5,334	60.6
3 広域産業振興	49,265	49,170	95	0.2
3-1 広域産業	41,182	41,182	0	0.0
3-2 広域農林水産	8,083	7,988	95	1.2
4 広域医療	1,515,645	1,316,395	199,250	15.1
5 広域環境保全	48,986	47,901	1,085	2.3
6 資格試験・免許	161,372	139,305	22,067	15.8
7 広域職員研修	4,279	4,298	▲ 19	▲ 0.4
II 広域連合の企画・管理	403,106	403,966	▲ 860	▲ 0.2
1 広域課題に対応するための企画・調整	40,894	34,294	6,600	19.2
2 広域連合の管理運営	362,212	369,672	▲ 7,460	▲ 2.0
総計	2,332,593	2,090,890	241,703	11.6

6 関西広域連合の平成 30 年度職員配置人数

平成30年度 関西広域連合職員配置人数(延べ人数)																										
区 分	合 計		滋 賀 県		京 都 府		大 阪 府		兵 庫 県		奈 良 県		和 歌 山 県		鳥 取 県		徳 島 県		京 都 市		大 阪 市		堺 市		(単位:人、%)	
	派遣	併任	派遣	併任	派遣	併任	派遣	併任	派遣	併任	派遣	併任	派遣	併任	派遣	併任	派遣	併任	派遣	併任	派遣	併任	派遣	併任	派遣	併任
本部事務局	34	193	5	18	4	17	4	22	6	21	2	8	4	17	2	14	3	22	1	17	1	13	1	12	1	12
専任職員	34	0	5	0	4	0	4	0	6	0	2	0	4	0	2	0	3	0	1	0	1	0	1	0	1	0
国出先機関対策PT担当	0	53	0	4	0	6	0	5	0	7	0	3	0	4	0	4	0	9	0	5	0	2	0	2	0	2
府県市企画担当課	0	42	0	5	0	2	0	8	0	5	0	4	0	4	0	2	0	3	0	2	0	3	0	2	0	2
参与	0	98	0	9	0	9	0	9	0	9	0	1	0	9	0	8	0	10	0	10	0	8	0	8	0	8
広域防災局	1	66	0	2	0	2	0	2	0	37	0	11	0	2			0	2	0	2	0	2	0	2	1	2
広域観光・文化・スポーツ局	2	71	0	4	0	13	0	6	0	4	0	18	0	4	1	9	0	4	1	3	0	2	0	2	0	2
同 スポーツ部	0	49	0	3	0	3	0	3	0	17	0	3	0	4	0	3	0	3	0	3	0	3	0	2	0	2
広域産業局	2	54	0	1	0	1	0	44	0	1			0	1	0	1	0	1	0	1	1	1	1	1	0	1
同 農林水産部	0	44	0	1	0	1	0	1	0	1			0	34	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
広域医療局	0	41	0	3	0	2	0	4	0	4			0	1	0	4	0	19	0	1	0	1	0	1	0	1
広域環境保全局	0	33	0	24	0	1	0	1	0	1			0	1			0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
広域職員研修局	0	17	0	1	0	1	0	1	0	1			0	8			0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
特区担当	0	31	0	1	0	3	0	9	0	4	0	1	0	1	0	1	0	1	0	3	0	3	0	1	0	3
イノベーション推進担当	0	29	0	2	0	2	0	2	0	7	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
エネルギー検討会	0	27	0	3	0	2	0	5	0	2	0	1	0	2	0	1	0	3	0	2	0	3	0	2	0	1
広域インフラ検討会	0	53	0	3	0	7	0	5	0	4	0	2	0	9	0	4	0	4	0	3	0	4	0	4	0	4
合 計	39	708	5	66	4	55	4	105	6	104	2	46	4	86	3	40	3	64	2	40	2	37	2	32	2	33
割 合	100	100	13	9	10	8	10	15	15	15	5	6	10	12	8	6	8	9	5	6	5	5	5	5	5	5

7 関西広域連合の課題考察のための取組事例

◆工業系公設試験研究機関の連携

工業系公設試験研究機関の連携や情報の共同発信の取組については、関西産業の活力源である中堅・中小企業等に対し、広域による技術支援や知的資産経営の導入支援等により経営基盤を強化し、成長産業への参入を促すために実施している。

広域産業振興局の構成府県市（11 団体）のうち、工業系公設試験研究機関を有する 9 府県市 10 機関による連携取組を実施している。

経済界から、ドイツのフラウンホーファー研究機構を参考に、関西の公設試・支援機関が連携して一体的な運営を行い、「関西版フラウンホーファー」ともいえる総合的・広域的なサポート体制を構築することの提案もある。

1 これまでの取組

- 機器の利用等に係る割増料金の解消（H25.1～）
- ポータルサイト「関西ラボねっと」の共同運用（H25.4～）
- 共同研究会の開催（H24 年度～）

2 取組に当たっての課題

各公設試は、域内の中小企業の技術指導やレベルアップ等を目的に設置されている。一方、関西広域連合では域内企業の技術力や利便性の向上を目的として、自府県市では対応できない分野や保有機器の情報を共有するなどの連携を進めている。

公設試等の一体的運営には、費用対効果や事業者が求めるサービスを把握し、検討することが必要である。

また、近畿経済産業局が運営する「近畿地域産業技術連携推進会議」において、国立研究開発法人産業技術総合研究所関西センター（以下「産総研」）と近畿管内の主要な地方公設試験研究機関（以下「公設試」）でネットワークを構築し、地域における中小・ベンチャー企業の技術の向上を目的として、取組を実施している。関西広域連合としてはこうした状況も踏まえて、関西が一体となって地域の企業の技術力向上に取り組む必要がある。

【参考】「近畿地域産業技術連携推進会議」参加機関（下線付は、関西広域連合の連携機関）

- | | | |
|------------------------|-------------------------|------------------------|
| ・（国研）産業技術総合研究所関西センター | ・福井県立工業技術センター | |
| ・ <u>滋賀県工業技術総合センター</u> | ・ <u>滋賀県東北部工業技術センター</u> | ・ <u>京都府中小企業技術センター</u> |
| ・（地独）大阪産業技術研究所 | ・ <u>兵庫県立工業技術センター</u> | ・奈良県産業振興総合センター |
| ・ <u>和歌山県工業技術センター</u> | ・（地独）京都市産業技術研究所 | ・近畿経済産業局 |

3 今後の方向性

平成 30 年度に「関西広域産業ビジョン」の改訂に向けた議論を進めており、改訂委員会では、公設試の連携について、割増料金の解消や関西ラボねっとの運用は、関西広域連合ならではの取組であり、企業の利便性向上にもつながっているとの意見をいただいている。

今後も公設試のさらなる連携強化に取り組むこととしており、その中で提案のあった関西版フラウンホーファーの機能についても検討を進めていく。

◆関西広域農林水産業の振興

関西広域連合の各構成府県市における農林水産業に関する振興施策と連携しつつ、府県市域を越えた行政組織であるという新たな視点と立場から、農林水産業を関西の産業分野の一翼を担う競争力ある産業として育成・振興する。

1 これまでの取組

平成 24 年 7 月、農業をはじめとする第 1 次産業を広く産業振興に寄与する分野の一つとして位置付け、広域産業振興局内に農林水産部を設置した。

平成 25 年 11 月に策定した「関西広域農林水産業ビジョン」に基づき、以下の重点項目に取り組んでいる。

- 戦略 1 地産地消運動の推進による域内消費拡大
企業の社員食堂等や学校給食への域内農林水産物の利用促進
- 戦略 2 食文化の海外発信による需要拡大
関西の農林水産物・加工食品及び食文化の情報発信
- 戦略 3 国内外への農林水産物の販路拡大
事業者向け海外輸出セミナーの開催、広域ならではの情報発信
- 戦略 4 6 次産業化や農商工連携の推進などによる競争力の強化
広域での農林水産業と異業種・異分野とのマッチング等
- 戦略 5 農林水産業を担う人材の育成・確保
農業だけでなく、林業・水産業分野における就業促進
- 戦略 6 都市との交流による農山漁村の活性化と多面的機能の保全
都市農村交流実践者による情報交換会

2 取組に当たっての課題

農林水産業の振興には各府県市がそれぞれ独自のブランド作りを通じて、他の産地との差別化を図ることで産地の優位性を構築しようとしてきた経過がある。

例えば、国内外への農林水産物の販路拡大の取組においては、各府県市がそれぞれ戦略を持っており、広域で取り組もうとするときには戦略が合致しない場合もある。

そのような中で、関西の農林水産業の多様性を活かした取組によって、それぞれの産地のブランド力が向上し、ひいては関西の農林水産業の振興につなげていく必要がある。

3 今後の方向性

広域行政を進めるにあたっては、関西の農林水産物の PR や研修による人材育成等ソフト事業を中心に、それぞれのブランドを活かす内容の取組を進めていく。

◆琵琶湖・淀川流域対策

関西広域連合は、広域的・分野横断的な視点で琵琶湖・淀川流域全体を俯瞰することのできる自治体であり、流域各主体の連携・協働を促進する流域ガバナンスの調整役となり流域の抱える諸課題の解決を目指している。平成 26 年 7 月に設置した琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会において、優先して検討することとした 3 つの課題について、部会での概略研究に着手している。

1 現在の取組

- (1) 河川整備の着実な実施と総合治水・流域治水の推進→「リスクファイナンス部会」
- (2) 地下水の保全→「水源保全部会」
- (3) 流域生態系サービスの相対的な維持向上→「海ごみ発生源対策部会」

2 取組に当たっての課題

上記の 3 部会において課題解決のために研究した成果をもとに、関係各主体が議論する場（プラットフォーム）において、課題を共有し、議論を進める。関西広域連合は、流域ガバナンスの調整役として舞台（プラットフォーム）回しの役割を担うことが想定されている。

プラットフォームに参画する各主体は、異なる立場や背景を有することが想定されるが、それを越えて課題を共有し、解決の方向性を見いだしていく必要がある。

また、調整役としての信用と実績を積み上げるには、流域における課題発見や政策決定のための客観的根拠を蓄積するとともに、並行して課題解決のための議論の場のお膳立てをし、具体的な解決方策を提案する実績を積み重ねなければならない。

【調整役となる要件】

- ① 信用：中立的・公平性という点で、流域各主体からの信用・信頼があること
- ② 課題設定能力（先見性）：流域単位での福利の向上を目指し、俯瞰的な視点から流域に暮らす人々が共感できる課題を抽出する能力があること
- ③ 課題解決能力（技術力）：個別課題について、技術的（科学的・制度的）な側面から実現可能で具体的な解決方策を提案できる技術力があること
- ④ 課題解決能力（調整能力）：関係各主体のそれぞれの関心事に留意しつつ、合意形成を図り、連携・協働に導く調整能力を持つこと。

3 今後の方向性

流域ガバナンスの調整役としての実務能力と流域各主体からの信用を得るため、課題発見や政策決定に資する客観的根拠を整理し、俯瞰的な視点と知識・知恵を駆使して、合意形成・課題解決に貢献するとともに、既存の枠組みでは積極的に取り組まれて来なかった課題を取り上げ、議論の機会・場のお膳立てをし、事務局として具体的な解決方策を提案する。

また、統合的流域管理の実現を目指し、流域に暮らす人びと、NPO、民間事業者、研究機関、市町村・府県・国関係機関の各部局などのあらゆる主体の総参加のもと、関西の総意としての流域管理に関する方針の具体化に取り組んでいく。

8 地方分権改革関連の国への提案

(1) 地方分権改革の新たな推進手法の提案について

提案募集方式には、一定の成果は認められるが、同方式は、個別の事務について地方側が支障事例を示し、国へ制度改正を求めるものであるため、国と地方の役割分担を見直すような大胆な権限移譲には限界がある。地方分権改革の更なる推進のため、次の新たな仕組みを導入すること。

①国と地方の協議の場における分科会の設置

ア 国と地方の役割分担を見直し、大括りの事務権限の移譲を実現するため、国と地方の協議の場に関する法律に基づき、「国から地方への権限移譲に係る分科会」を政策分野毎に設置すること。

イ 国と地方の協議の場に関する法律に基づき、府県域を越える地域ブロック固有の行政課題を解決するための分科会を設置し、国と都道府県域を越える広域連携組織を含めた地方との役割分担等についても協議を行うこと。

② 権限移譲に係る「実証実験制度」の創設

ア 現在の提案募集方式では、「移譲可」「移譲不可」の回答しかなく、権限移譲が進まないことから、新たに「実証実験を経たうえで移譲の可否を判断する」という枠組を設けるとともに、実証実験を行った結果、移譲することに支障がない場合は、権限移譲を行うこと。

イ なお、実証実験については、原則、提案団体において実施することとし、関西広域連合が提案した事務・権限については関西広域連合において実証実験を行うこと。

ただし、都道府県や市町村が提案したものであっても、当該事務・権限が広域にわたり、都道府県単位での実証実験では適切な結果を得られないことが想定される場合には、提案団体と調整の上で、府県域を越える広域課題に積極的に取り組んでいる関西広域連合においても実証実験を実施すること。

③ 国と地方が共生して課題解決を「実証する仕組み」の導入

新しい国と地方の役割分担の形として、互いが協力し合い「共生」するため、今、地方が直面し、全国にも影響が及ぶ課題について、地域のフィールドで国と地

方が連携し、課題の解決を「実証する仕組み」を導入すること。

(2) 提案募集方式の見直しについて

①「大括り」の権限移譲及び国側の支障事例の立証等

提案募集方式について、自立分権型社会を実現するといった観点から、限定的な事務・権限の見直し等に留まることなく、関連する事務・権限を一括して移譲するなど「大括り」な分権改革を進める方策を検討すること。

なお、検討に当たっては、次の点に留意すること。

ア 地方に事務・権限を委ねることによる特段の支障等を国が立証できない限り移譲・見直しを実行する方向で取組を進めること。

イ 全国一律の事務・権限の移譲にこだわらず、提案団体を含め、希望する地方自治体への選択的な移譲を積極的に進めること。

② 地方分権改革有識者会議の機能強化

地方分権改革推進委員会と同様に、地方分権改革有識者会議を地方分権改革推進本部から独立した機関として、国と地方の関係を再構築する観点から、内閣総理大臣に対し提案への対応方針に係る勧告を行える権能を付与すること。そして、国が地方に事務・権限を委ねることによる特段の支障等を立証できない限り、勧告を行うこと。

また、当該審査に当たっては、広域連合長を含む地方側の代表者から意見を聴く仕組みを設けること。

③ 広域連合への権限移譲の検討

ア 広域行政課題に適切かつ効果的に対応し、国からの事務・権限の移譲の受入体制を整備するという広域連合制度の趣旨に鑑み、国から関西広域連合への権限移譲を求める提案に関しては、具体的な支障事例が無くとも関係府省へ検討要請を行うとともに、地方分権改革有識者会議において議論すること。

イ 「地方分権改革の総括と展望」（地方分権改革有識者会議 平成 26 年 6 月 24 日）において「国から都道府県に移譲する場合には、必要に応じ、広域連合など広域連携の仕組みを活用すべき」とされていることから、国から都道府県への事務・権限移譲の提案を検討するにあたり、当該権限が 2 以上の都道府県に

跨がる場合は、広域連合への権限移譲を行うことについても併せて検討すること。

④ 提案募集方式にかかる手続の見直し

ア 関係府省との調整対象外とされた提案であっても、現在の状況を踏まえて見直しを行うなど、地方行政に関する提案は幅広く関係府省との調整対象とすること。

イ 「引き続き検討を行う」とされた地方の提案については、提案趣旨に沿って確実に検討を行い、その結果を速やかに地方に情報提供すること。

ウ 関係府省の第2次回答において「提案内容と異なる措置」や「対応不可」とされた事案について、現在も提案団体から意見を提出することは可能であるが、関係府省に回答義務はないことから、当該意見提出についても公表を前提とする正規の手続に位置付け、最終的な見解を示すこと。

エ 過去の提案と類似している内容であっても、具体的な支障事例の提出があった場合は、地方が抱える喫緊の課題の解決を図るという観点から、関係府省へ再検討を要請すること。

9 国の事務・権限移管に係る提案募集制度での提案

(1) 提案募集に係る国の対応状況等について（国での対応等があったもの）				
	対応年	提案項目	提案内容	国の対応方針等
1	H26	リサイクルの推進に係る事務・権限	各個別リサイクル法*に基づく報告・立入検査および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が広域連合の区域内にある場合に限る。) *①特定家庭用機器再商品化及び同施行令、②容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律及び同施行令、③食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律及び同施行令、④使用済自動車の再資源化等に関する法律及び同施行令、⑤使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律及び同施行規則	・関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行い、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・(H27)使用済自動車の再資源化等については、国と地方公共団体の連携強化により適正なリサイクル等の確保を図るため、自動車リサイクル促進センターにおける、自動車リサイクルシステムを活用した情報提供に係る検討結果を踏まえ、国、地方公共団体及び関係機関の情報共有を推進する方向で必要な措置を平成28年度中に講ずる。(全5法律とも同様の対応)
2	H27	介護保険における住所地特例*の適用対象の拡大 *施設所在地の市町村の財政負担が集中するのを防ぐ目的で設けられた制度。詳細は「対応方針等」欄に記載	首都圏に住む出身地にゆかりのある高齢者が、サービス付き高齢者向け住宅に登録された空き家等へ里帰りする場合には、必須サービス(安否確認・生活相談)のみの場合も住所地特例制度の対象とすることを求める。	・必須サービスのみのサービス付き高齢者向け住宅(高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条1項に規定する状況把握サービス及び生活相談サービスのみの提供する高齢者向けの賃貸住宅)については、現在は食事の提供等をしていなくても、将来において食事の提供等を行うことを取り決めている場合には有料老人ホームに該当し、住所地特例*の適用対象となることが可能(13条1項)であることを、地方公共団体に平成27年度中に周知する。 *介護保険制度においては、住所地の市町村が実施する介護保険の被保険者となるのが原則であるが、住所地特例対象施設(介護保険施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等)に入所又は入居し、その施設の所在地に住所を移した者については、例外として施設入所(居)前の住所地の市町村(保険者)が実施する介護保険の被保険者になること。
3	H27	国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の見直し	国土利用計画法に基づく府県の土地利用基本計画について、策定義務や策定に係る国への事前協議を見直すことを求める。	・土地利用基本計画の策定及び変更に係る国土交通大臣に対する協議については、今後の経済社会情勢に即した土地利用基本計画制度の在り方の検討の状況及び都道府県の意向を踏まえ、廃止を含めた適切な在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・(H28)土地利用基本計画の策定及び変更に係る国への協議については、意見聴取とする。
4	H27	大規模災害発生時の外国人医師の受入れ	大規模災害発生時、日本の医師免許を有しない外国人医師が被災地において適法な救命医療の従事を可能とする法的な枠組みを求める。	・大規模災害発生時の外国人医師の受入れについては、可能な限り迅速に厚生労働省通知による対応を図るよう努めることとし、また、海外の医療隊の派遣受入れを円滑に進めることができるよう、東日本大震災における対応等を踏まえた医療隊の受入れプロセスについて検証し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・(H28)海外の医療隊の派遣受入れを円滑に進めることができるよう、その手続を明確化する等の必要な措置を講じ、平成29年度中に地方公共団体に周知する。
5	H27	特定商取引法に係る広域的な消費者被害事案に対する事業者の処分等権限の移譲	経済産業局が行っている広域的な消費者被害事案に対する事業者の処分等に関する事務について、必要となる人員・予算を含め関西広域連合への移譲を求める。	・複数の都道府県にまたがる消費者被害事案への対応については、内閣府消費者委員会特定商取引法専門調査会における議論を踏まえ、都道府県知事の行政処分の効力の在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・(H28)悪質事業者による潜脱行為の効果的な防止等を図るため、国と都道府県の執行における連携を一層強化することとし、両者の執行部門を結ぶシステムの拡充や連携強化に向けた情報交換の促進に係る通知の発出等に取り組む。
6	H27	大学設置許可に係る事務・権限の移譲	大学設置認可の基準に地域貢献等の項目を追加するとともに、広域連合区域内に設置する大学に関する認可権限の移譲を求める。	・大学の設置の認可については、大学の地域に対する社会貢献の観点から、申請者に対し、大学設置予定地の地方公共団体や連携を進める予定の地方公共団体など可能な限り複数の地方公共団体の意見を聴取するよう依頼し、当該認可に際し、大学設置・学校法人審議会において、それらの地方公共団体から意見聴取を行うこととするとともに、地方公共団体が意見を述べる機会があることを、地方公共団体に平成27年度中に周知する。

7	H 2 7	地方大学の設置・充実を図るための事務・権限の移譲	地方大学の新規設置・拡充がなされる場合には補助金増額を行うとともに、補助金交付事務の移譲を求める。	・私立大学等と地域との連携を積極的に評価し、私立大学等経常費補助金の加算等を行う私立大学等改革総合支援事業（タイプ2）については、平成28年度分以降の採択に当たって、申請する大学等を通じて地方公共団体からの意見を聴取する機会を設けるとともに、地方公共団体が意見を述べる機会があることを、地方公共団体に平成27年度中に周知する。
8	H 2 7	地方大学における留学生対策の事務・権限の移譲	地方大学の設置・充実を図るための権限移譲に当たっては、地方大学による外国人留学生の増加のための取組に対する補助金の増額を行うことを求める。	
9	H 2 7	広域連合における地方版総合戦略の策定等	関西広域連合についても地方版総合戦略の策定を可能とし、総合戦略に基づく交付金の対象とすることを求める。	・都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略については、地方自治法第284条1項に規定する広域連合が当該広域連合の規約に定めることにより総合戦略を策定することができることを、平成27年度中に「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について（通知）」を改正し、地方公共団体に周知する。
10	H 2 7	サービス付き高齢者向け住宅の要件緩和（空き家の有効活用）	既存の空家をサービス付き高齢者向け住宅として有効活用できるよう、地域の実態に即してサービス提供者の常駐場所の要件等の緩和を求める。	・対応方針には記載されず ・（1次及び2次回答）都道府県が基本方針に基づいて定める高齢者居住安定確保計画に位置づけるのであれば、地域の実情に応じて、状況把握サービス及び生活相談サービスの提供方法に関する基準の強化及び緩和を行うことは可能である。
11	H 2 7	大規模災害における広域連合の代行	大規模広域災害発生時、府県庁自体が人的・物的に甚大な被害を受け機能不全に陥った場合に備え、関西広域連合が代行する規定の創設を求める。	・対応方針には記載されず ・（1次回答）災害対策基本法第88条の13は、市町村長が実施すべき広域一時滞在（同一都道府県内）の協議等及び都道府県知事が実施すべき都道府県外広域一時滞在の協議等について、内閣総理大臣に代行義務を課すものであるが、当該規定があることによって、関西広域連合が被災した構成府県に対して行う広域避難の調整に係る支援を妨げるものではない。このため、ご提案の内容は、既存の法制度において対応が可能である。
12	H 2 8	広域連合が地方創生推進交付金を申請した場合の取扱いの見直し	地方創生推進交付金の申請にあたり、関西広域連合についても都道府県と同様5事業の申請を可能とするともに、広域連合が申請した場合に地方公共団体が1事業ずつ申請したものという取り扱いを行わないことを求める。	・広域連合及び一部事務組合については、主に都道府県から構成されている場合には2事業まで、主に市区町村から構成されている場合には1事業まで申請することができるとしており、また、その際、広域連合及び一部事務組合の申請事業数については、それを構成する各々の地方公共団体の申請事業数の「目安」の内数としてカウントすることはないとの取扱いをしている。（提案後の平成28年6月20日付け「地方創生推進交付金に関するQ&A」において改正）
13	H 2 8	動物取扱責任者研修の見直し（研修回数等の義務付けの廃止等）	自治体が当該研修を実施するにあたり、①実施回数、②研修時間、③研修項目が法に基づき義務づけられているが、地方分権の観点から、自治体がそれぞれの地域の実情等を踏まえ、自らの判断により研修の実施回数を設定し、効果的・効率的な研修を実施できるよう、動物取扱責任者研修に係る研修回数等の義務付けの廃止等を求める	・動物取扱責任者研修については、より効果的かつ効率的な実施のため、地方公共団体の意向調査を行った上で、平成29年度中に全国的に周知すべき内容に係る研修資料を作成する。 あわせて、動物取扱業者への監視指導の実態把握を行った上で、法令上義務付けている要件を含めた研修内容の在り方について検討し、原則として平成31年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
14	H 2 8	広域連合への災害救助法の特別基準決定権の付与	災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、大規模広域災害時における特別基準の決定権限を、関西広域連合にも認めること。	・災害救助に係る特別基準については、広域的な災害における地域バランスを考慮した一定の救助内容が確保されるよう調整を行うことが必要であり、広域連合が事務的な窓口として当該調整や都道府県の特別基準案を取りまとめ一括して国に伝えることができることについて、地方公共団体に全国会議等を通じて平成29年中に周知する。
15	H 2 8	地域主体の復興を実現する制度的枠組みの創設	大規模災害からの復興に関する法律に基づく国の復興基本計画方針に被災都道府県の意見が確実に反映させ、また、関西全体の復興の姿が迅速に示し実現させるため、以下の制度創設等を求める。 （イ）大規模災害復興法に定める国の復興基本方針の策定にあたり、広域連合を含む被災自治体の意見を反映させる制度的枠組みを創設すること。 （ロ）復興方針策定権限を関西広域連合に付与すること。	・復興基本方針の策定については、関係地方公共団体の長や有識者を構成員とする復興対策委員会の意見を聴くことが義務付けられており、関係地方公共団体は被災地方公共団体（特別地方公共団体である広域連合を含む。）を念頭に置いたものであることについて、都道府県等に平成28年度中に通知する。

16	H 2 8	関西広域連合への復興方針策定権限の付与	関西広域連合への復興方針策定の権限の付与を求める。	・都道府県復興方針の策定については、必要に応じて、被災地方公共団体である広域連合との適切な意見調整が図られるよう、あらかじめ関係地方公共団体の意見を聴かなければならないこととされており、関係地方公共団体の意見が十分に反映される仕組みとなっているという法律の趣旨について、都道府県等に平成28年度中に通知する。
17	H 2 9	一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等権限の移譲	道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業に係る事業経営、事業計画、運賃等への許認可・登録、さらには、指導監督等の事務を含めた権限について、同一府県内で実施するものは、移譲を希望する府県への移譲を基本としつつ、府県域を跨がるものは、府県域を越える広域連合への移譲を求める。	・一般乗合旅客自動車運送事業の許可等に係る申請書又は届出書については、路線が県境をまたぐこと等により、事件が二以上の地方運輸局長の管轄区域にわたるときは、その事件の主として関する土地を管轄する地方運輸局長に提出すれば足りる（施行規則2条2項）ことを明確化するため、地方運輸局に平成29年度中に通知する
18	H 3 0	通訳案内士登録業務の見直し	通訳案内士登録の際に提出を求めている書類の見直しを求める。	・通訳案内士の登録申請時の添付書類（施行規則16条2項）については、申請者の負担及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、履歴書に代えて、より簡便な宣誓書の提出を求めるほか、医師が通訳案内士の業務内容を正確に理解し容易に診断できるよう、健康診断書の様式を見直す方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(2)提案募集に係る国の対応状況等について（国での対応がなされなかったもの）

▼	提案項目	提案内容	対応不可等とされた理由
1	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、広域地方計画協議会への関西広域連合の参画、策定権限の関西広域連合へ移譲を求める。	国土形成計画法に基づく広域地方計画は、全国的な視点から広域ブロック全体の自立的成長に向けた長期的な展望を示し、国内外の連携確保や当該広域地方計画の区域外にわたる施策も含めた総合的かつ戦略的な施策を盛り込んだ計画であり、国が責任を持って策定・推進していく必要がある。 広域連合は、地方自治法に基づき、広域連合を構成する地方公共団体の事務の一部について、処理することが認められているものであり、全国的な視点からの総合的な計画である広域地方計画の策定権限を国土交通大臣から広域連合に移譲するのは適切でない。
2	近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画や近郊整備区域等の各区域指定について、関西広域連合への決定権限の移譲を求めるとともに、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求める。	近畿圏整備計画は、我が国において極めて重要な圏域である近畿圏の整備について国策として策定するものであり、広域的かつ根幹となる産業基盤、国土保全、住宅・生活環境、教育、観光等に関する施設の整備に関する内容を盛り込んだ総合的な計画として、国策として進められている東京一極集中の是正も踏まえ、国が責任を持って策定・推進していく必要がある。 各区域の指定については、事前協議では均衡が図られない。例えば近畿圏の近郊整備区域・都市開発区域内では、工業団地造成を都市計画事業として行うことができるが、これは我が国において極めて重要な圏域である近畿圏の建設と秩序ある発展のために、首都圏の近郊整備地帯・都市開発区域と並び当該区域のみに認められた措置である。このような区域が全国的な公平性の観点でどの範囲であるべきかについては、事前協議ではなく国が責任を持って指定する必要がある。 建設計画について、関西広域連合の設立が第3次勧告以降であり、当該事務の受け皿になり得るとのことだが、本提案では、建設計画について権限移譲の提案はなされていない。関西広域連合の設立が、本提案に関する第3次勧告以降の状況変化とは認められない。 近畿圏整備法において、近畿圏は昭和38年の法制定当時から福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県と限定列挙され定義されており、地方整備局に合わせて決定しているものではない。
3	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。	広域連合は、都道府県又は市町村の存在を前提として一部の事務のみを広域的に行うものであり、都道府県又は市町村の業務が全て移管されているものではなく、連合の解散・脱退も総務大臣等の許可を得て可能となっている。このため、広域連合は総合的な権能を持つ安定的な公共団体とは言えず、各県の行政分野にわたる具体的な調整・協議を行うことが制度上予定されている都市計画に関する事務の実施に支障を来すものと考えられるため、当該事務は関西広域連合が処理する事務にはなじまないものである。
4	複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲	重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。	○上流域における大規模開発や廃棄物処分場等の迷惑施設の建設など、流域管理に影響を与える開発により、関係都府県の利害関係が相反する案件の場合、調整が困難になるとともに、事務の複雑化・長期化が予想される。このため、広域的な公共の利益や当事者間の利害の公平を確保する観点から、客観的に国が判断することが望ましいと考える。 大臣権限の保安林の国での解除審査では、審査の参考とするため、指定・解除の対象となる森林の状況の調査を都道府県に委託する予算措置を講じているが、解除審査のうち、9割を超える案件で調査内容について補正を要している。広域連合や都道府県に権限を委譲した場合、審査が不十分のまま保安林指定が解除され、国土の保全や国民の生命・財産の保護に支障を来すような事態が生ずることも懸念される。 ○なお、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁さない重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が調った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲することとしている。 ○保安林の解除については、近年の度重なる山地災害の発生によって人命や国民経済に甚大な被害が生じていることを基本的に認識すべきであり、保安林の指定・解除権限に関する国と都道府県の基本的な役割分担については、慎重な運用が求められていることから、現行の役割分担が適切と考える。

5	国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限（連合域内の山陰海岸国立公園）について、関西広域連合への移譲を求める。	国立公園の管理は、現場に駐在する環境省職員が、全国的・国際的な見地から、地域の自然・生物多様性の現状と価値を評価し、地域との協働において保護管理を図ってきたものであり、国が一義的に責任を負ってきたものである。ご指摘の要領・通知類は、事務の取扱や許可基準の細部解釈について統一すべき事項を整理したものであるが、許可基準やこれら要領通知類を機械的に運用することでは国立公園の保護は図れず、現場に駐在する環境省職員が全国的・国際的な見地から、地域の自然・生物多様性の現状と価値を評価し、風致景観への影響と公益性との比較衡量を適切に行う必要がある。 地方環境事務所は、国の環境政策の企画立案に必要な地域の情報の収集及び地域の実情に応じた機動的かつきめ細かな環境政策の展開を図るため設置され自然公園法の許可権限の相当部分が地方環境事務所長に委任されている。IUCN（国際自然保護連合）が定めた国立公園の定義においても「保護のための施策を講じるのが国内で最高の権能を有する行政機関である地域」とされていることから、全国的・国際的な見地から、風致景観への影響と公益性との比較衡量などを適切に行い、環境省が一体として国立公園を管理する必要がある。
6	国立公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国立公園に関する公園計画の決定等権限について、府県への移譲を基本としつつ、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。	国立公園は国立公園に準ずる優れた自然の風景地であり、自然公園法に基づき環境大臣が指定する公園である。公園計画は、自然公園法の目的である優れた自然の風景地の保護及びその利用の増進を図る上で根幹をなすものである。自然公園の指定は、単にその地域が優れた自然の風景地であるということだけで指定するのではなく、当該優れた自然の保護及び利用の増進を適切に図るべく指定するのであり、かかる保護及び利用の増進を図る上で根幹をなすものである公園計画は、自然公園を指定する主体が責任を持って決定する必要がある。
7	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画に係る提案権の付与	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画に係る提案権＊の付与を求める。 ＊広域地方計画協議会の構成員ではない区域内の市町村は、素案を添えて広域計画の策定又は変更を国に提案することができる。	広域地方計画の策定にあたっては、地方公共団体の意向を反映させるため、あらかじめ国の地方行政機関、関係地方公共団体等により構成される広域地方計画協議会における協議を経た上で、国土交通大臣が決定することとされており、広域地方計画協議会は、必要があると認めるときは、協議により、広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができるとされている。
8	近畿圏整備法に基づく整備計画に係る意見聴取の機会の付与	近畿圏整備法に基づく整備計画に係る意見聴取の機会＊の付与を求める。 ＊近畿圏整備計画の策定及び変更に当たり、関係府県及び関係指定都市は、国からの意見聴取の対象とされている。	国土交通省は、「近畿圏整備計画は、我が国において極めて重要な圏域である近畿圏の整備について国策として策定するものであり、広域的かつ根幹となる産業基盤、国土保全、住宅・生活環境、教育、観光等に関する施設の整備に関する内容等を盛り込んだ総合的な計画として、国が責任をもって策定・推進していく必要がある。」としている。新たな支障事例を示すことが必要。
9	保険医療機関の指定・指導等権限の移譲	（診療報酬・介護報酬の決定権限の一部と併せて）保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に関西広域連合への移譲を求める。	○保険医療機関の指定については、医療提供体制の不足地域における体制の確保のために行うものではなく、国民皆保険の理念のもと、医療保険制度全体の安定的かつ健全な事業運営に責任を負っている国が、全国ベースで公的医療保険における診療を任せるにふさわしい医療機関の指定を行うものであることから、保険医療機関の監督も含めて全国統一的な観点から国の責任において実施すべきものである。 ○したがって、地域ごとの個々の特殊性や事情に応じて実施することは、かえって地域ごとの医療格差を生じさせ、全国一律の医療保険制度の趣旨を損なうおそれがあることから、都道府県に移譲することはできないと考えている。 ○そもそも、御指摘の都道府県単位の医療提供体制の見直しについては、医療法に基づく対応により行われているものであり、保険医療機関の指定権限を移譲することによって可能になる蓋然性が不明である。 ○これは、保険医療機関の指定が、医療法に基づき保健所に病院・診療所の届出を行った医療機関について、保険医療機関として著しく不適当と認められない限り認められるものであることから明らかである。 ○また、全国一律の医療保険制度において、その医療サービスを担う保険医療機関の指導及び監督に当たっては、全国一律の基準で行うべきであることから、仮に都道府県に移譲したとしても、地域の実情に応じた医療と介護の提供体制の整備に資するものではないと考えている。
10	診療報酬決定権限の一部の移譲	各圏域の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等を設定するため、診療報酬の決定権限の一部について関西広域連合への移譲を求める。	所管省庁との協議には、示された以上に具体的な支障事例が必要である。
11	介護報酬決定権限の一部の移譲	各圏域の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等を設定するため、介護報酬の決定権限の一部について関西広域連合への移譲を求める。	所管省庁との協議には、示された以上に具体的な支障事例が必要である。

12	産業振興に係る決定権限の移譲	関西圏の広域的な産業振興を図るため、国の各種補助金を一括交付金として関西広域連合へ交付することにより、地域の実情を踏まえた戦略的な支援を行うことができる仕組みとすることを求める。	経済産業省所管の各種補助金を一括交付金として関西広域連合へ交付することはせず、引き続き、国で実施することが適切と考えている。「対象と考えられる補助金」として挙げられている各事業における理由は以下のとおり。 （伝統的工芸品産業支援補助金） 当該補助金の交付金化については、伝統的工芸品が都道府県／市町村をまたいで指定されているケースがあることや、関西圏を越える形で異なる都道府県／市町村に所在する事業者が連携して実施する事業計画も数多くあることから、引き続き国による補助金交付を行うことが適当である。 ほか8の補助金等について、国で実施することの必要性を記載
13	農林水産業振興に係る決定権限の移譲	関西圏の広域的な農林水産業振興を図るため、国の各種補助金を一括交付金として関西広域連合へ交付することにより、各地域の実情を踏まえた戦略的な支援を行うことができる仕組みとすることを求める。	地域の特性に応じた多様な農業が営まれている中であって、各地域の農業の持続的な発展や農村の振興を図るとともに、食料の安定供給の確保等を実現するためには、各種施策を講じる必要がある。 このため、農林水産業の各分野にわたってきめ細やかな各種の事業を措置し、地域の創意工夫や判断に応じた取組を支援するとともに、政策体系に基づき設定した政策目標の達成に取り組んでいる。 こうした中、御提案の一括交付金については、各分野にわたる施策が確実に行われるようにする観点から28年度農林水産予算で措置していないが、その編成に当たっては現場のニーズを踏まえ、事業者が活用しやすくなるよう見直しを行った。
14	国出先機関の事務権限の移譲・流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る権限の移譲 他14法律	・ 国出先機関の事務権限のうち、府県域を越えることから国の出先機関の事務となっているもの。 ・ 許認可権者が国と府県（複数の府県域は国、一の府県域は府県）に分かれており、国と府県が同じ事務を処理しているもの 以上の2つの条件を満たすものについて、法律に規定されている国の事務権限を関西広域連合に移譲すること求める。	府県域をまたぐ国出先機関の権限について、国出先機関にあることにより、実際の承認事務や計画執行等に支障をきたすといった支障事例や、同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されていない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。
15	広域地方計画協議会の事務局機能の移管	広域地方計画協議会の事務局機能を関西広域連合が担うことができるように法改正を求める。	広域地方計画協議会の事務局機能が計画策定者たる地方整備局とは別に関西広域連合へ移譲されることによる効果等が明確に示されていない。そのため、権限移譲による効果や新しい支障事例等を具体的に示すことが必要。
16	港湾広域防災協議会の事務局機能の移管	港湾広域防災協議会の事務局機能を関西広域連合が担うことができるように法改正を求める。 具	港湾広域防災協議会の事務局機能が関西広域連合へ移譲されることによる効果等が明確に示されていないとともに、港湾広域防災協議会の事務局に関西広域連合がなることができない支障についても明確に示されていない。港湾広域防災協議会の事務局機能が関西広域連合へ移譲されることによる効果や現行制度における支障事例等を具体的に示すことが必要。
17	複数の都道府県に跨がる直轄国道・河川に係る権限	平成25年12月20日の政府の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」の閣議決定を受けて、直轄国道・河川の権限移譲について、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市との個別協議が再開され、協議が整ったものについては、移譲が進められることとされている。 しかしながら、今回の権限移譲は、同一府県内に起終点がある区間やバイパスの現道区間などに限定されており、移譲先も単独の都道府県及び政令市のみとなっている。 複数の都道府県に跨がるものについて、関西広域連合など、広域行政組織等への移譲を求める。	○直轄道路・河川の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に基づき、国と地方公共団体が協議を行い、協議が整ったものについて移譲を進めているところである。 ○一方で、東日本大震災等の大規模災害の発生、社会資本の老朽化問題の顕在化等の社会資本を巡る状況変化も踏まえ、国民生活・経済を支える基幹的な社会資本の整備・維持管理は国の基本的な責務であるとの認識に立って、国が管理する必要がある道路・河川については、引き続き国で管理すべきと考えている。 ○複数の都道府県に跨る道路・河川の広域行政組織への移管については、利害が異なる場合の意思決定の仕組みの確保、管理瑕疵等における責任の所在の明確化等の課題があり、困難であると考えている。 ○なお、基礎自治体からも、広域行政組織の広域の実施体制のあり方に関して、大規模災害時等の緊急時における危機管理体制や迅速な復旧・復興をはじめとする広域的かつ機動的な対応等について、事業の実施やブロック内の利害調整等の面で大きな支障が生じることを危惧しているとの懸念が示されているところである。

18	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限（広域連合の構成府県市が実施主体である観光圏整備事業は除く）について、広域連合への移譲を求める。 また、広域連合による認定を受けた団体等が、従来の国の認定と同様に、国の特例措置の支援（旅行業法の特例等）が受けられること及び補助事業「観光ブランド確立支援事業」の補助対象者となることを求める。	本提案は、すでに過去の議論（25年の事務・権限等の移譲等に関する見直し方針についての議論）において結論が出ていると承知している。 過去の議論においては、「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針」（平成25年9月13日 地方分権推進改革本部決定）において「観光圏整備実施計画の認定事務に係る事務・権限の移譲」は各府県と地方の意見を踏まえ、検討と調整を進めた上で、25年中に結論が得られた場合は、25年中に取りまとめる見直し方針に記載するとされていたところである。 その上で、関係機関へのヒアリング等が実施された結果、観光圏整備実施計画の認定については、滞在交流型観光の促進を図るため、平成24年度に改正した「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針」に基づき、地域の多様な関係者が連携した実施する事業を取りまとめた先進的な計画を対象に行うものであり、全国的見地から効率的に滞在交流型観光の取組を促進するため、観光庁において一元的に実施する必要があることから、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（25年12月20日 閣議決定）には記載されなかったところである。 上記のとおり、観光圏の認定については、その施策の性質上、全国的見地から、また、都道府県等を越える広域に跨る連携の調整という観点から国において実施する必要がある。
19	広域連合が国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大		規定の趣旨として ①広域連合の制度が事務の受け入れ体制の整備を大きな目的の一つとして創設されたものであり、事務・事業の配分が着実に進んでいくことが強く望まれることから、広域連合が行う要請は現実的で真摯なものであるべきであり、また、仮に要請が受け入れられれば、速やかに実施できる体制が広域連合に整えられていることが望まれること ②広域連合による要請については当該広域連合を組織する地方公共団体が法律上関与し得ないことから、要請できる範囲を予測可能なものとしておくことが適当であると考えられること と示しており、新たな支障事例及び反論を示すことが必要である。
20	広域連合の規約変更手続きの弾力化	広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目を変更するにあたり、当該事務が法令等により国の行政機関が権限を持ち主体的に行う事務以外の場合は、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること。	広域連合の処理する事務や広域計画の項目に係る規約の変更に当たっての事前の手続きは、都道府県が加入する広域連合は国からの権限移譲の要請を行い得るものであるとともに、広域連合に複数の都道府県が加入し、相当程度の広域にわたる事務を処理する場合には、当該広域連合の処理する事務が国の施策、事務等に深い関係を有する蓋然性が高いことなどを踏まえた必要最小限の関与であり、変更する事務や広域計画の項目が、法令等により国の行政機関が権限をもつか地方公共団体が権限をもつかに関わらず、実施する必要があるものである。
21	自治体職員の公務による海外渡航に係る公用旅券の発給	自治体職員の公務による海外渡航についても国の省庁と同様、公用旅券の発給を可能とし、関西広域連合が発給業務を実施できるように求める。	公用旅券に関しては、外務大臣が当該旅券の名義人の国籍及び身元並びに当該名義人が国の用務により渡航する者であることを証明する文書であるという公用旅券の性格に鑑み、国の機関である各省各庁の長による外務大臣への直接の請求に基づき発給している。なお、自治体職員であっても国の用務による海外渡航である場合には、用務を所管する政府機関を通じ、外務大臣に請求がなされる場合には、当該職員に対して公用旅券が発給される。 国の用務の審査等を含む公用旅券発給事務は、国が本来果たすべき責務に係るものであることから、国民各個人からの申請に基づき発給される一般旅券の発給関連事務とは法令上の制度趣旨及び性質が異なるものであり、国民の利便性又は事務処理の効率性の観点から都道府県等が処理すべきものではなく、一括して外務省が行うべきであって、公用旅券の発給事務を都道府県等の法定受託事務とすることはできない。
22	災害救助法の特別基準の設定に係る内閣総理大臣への協議・同意の廃止	災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確実に行うこと。	内閣府は、「特別基準についても、あらかじめ法令上基準を設定することが困難な中で、国の責任において災害に即した救助が行えるように協議を求めているものであり、ご提案の内容は法律の趣旨に反するため、対応することはできない」としている。新たな支障事例を示すことが必要。
23	地域医療の推進（国等が保有する医療関連データの利用）	国が保有するNDBデータ（レセプト情報・特定健診等の情報）について、地方自治体が高齢者医療確保法に基づき医療費適正化計画を策定するにあたり、地方自治体からデータ提供を受ける手法を具体的に確立し、提供の迅速化を図ることを求める。 また、同法に基づく指針に規定する本来目的以外の利用であっても、地方自治体が健康増進計画の策定等のための調査分析等に利用する場合には、有識者会議の審査を省略するなど、事務の簡素化等を行い提供の迅速化を図ることを求める。	所管省庁との協議には、示された以上に具体的な支障事例が必要である。

24	新規就農者の拡大支援（青年就農給付金の要件の緩和）	親族から貸借した農地が、給付期間中に、所有権移転や第三者からの貸借等により給付対象者の経営面積の2分の1未満になれば、給付金の返還は不要とする。	青年就農給付金（経営開始型）は、就農しても生計が安定しないことを理由に5年以内に離農する者が多いこと等を踏まえ、農業経営者になることについての強い意思を有しながらも、リスクを負って経営する独立・自営就農者を支援するものである。 この考えのもと、事業創設時は、農地について、自ら所有する農地及び第三者から貸借等し利用権を有する農地が過半であることを給付要件として、農家子弟についても給付対象としていた。 しかしながら、平成25年度補正予算より、親族から貸借等し利用権を有する農地が過半である農家子弟であっても、経営開始時からリスクを負っていると認められるものとして、給付期間中に当該農地を所有権移転することを確約することを要件として給付対象としたところである。 このような中、御指摘のように農地の所有権移転に係る要件を緩和した場合には、経営開始時からリスクのある新規就農者を支援するという本事業の趣旨に沿わなくなることから、当該要件の緩和は適切でないと考えている。 なお、追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例にあるように、所有権移転を一律に求めることが困難な場合もあることから、平成26年度補正予算より、納税猶予を受けている親族（受贈者）が給付金受給者に対し、 ・特例付加年金の支給を受けるために使用貸借による権利の設定をしている場合（租税特別措置法第70条の4第6項） ・営農困難時貸付けによる権利の設定をしている場合（租税特別措置法第70条の4第22項） ・特定貸付けの特例を受けている場合（租税特別措置法第70条の4の2第1項）に該当すれば給付期間中の所有権移転を不要とする改正を行ったところ。
25	広域連合が「企業版ふるさと納税」の活用を可能とする制度改正	平成28年度から、地方公共団体の地方創生事業に対する企業の寄附について、法人住民税等の税額控除の優遇措置（「企業版ふるさと納税」）が講じられたが、広域連合は対象外とされているため、改善を求める。	税制改正に該当するため、提案募集制度の対象外である。
26	准看護師籍登録事務の見直し	准看護師の籍訂正に係る申請については、「就業地の都道府県知事を経由しなければならない」とされているが、実情を踏まえ、運用の弾力化を図るため、就業地の経由を必須条件としないことへの見直しを求める。	提案団体以外の都道府県の中には、業務従事者届（保健師助産師看護師法33条）を使用して准看護師台帳等を作成し、就業地の都道府県が籍訂正の届出を受けた場合にはそれらを最新かつ正確な情報に更新している。しかし、提案が実現し就業地を経由しなくなった場合、業務従事者届に基づく台帳の姓名の訂正ができず、准看護師が法第9条に定める事由に該当した場合における処分を行う（法14条）にあたり、処分対象者の特定が困難になるおそれがあり、制度改正による効果（デメリット）が明らかでない。
27	調理師試験受験資格の緩和	調理師試験の受験資格について、現行の規定により定められている「新制中学校を卒業している者。又はこれと同等以上の学力を有する者。」の学歴要件について撤廃することを求める。	中学校卒業要件があることによる具体的な支障及び提案が実現した場合の効果（卒業証明書発行に係る学校事務の負担軽減）が明らかでない。
28	製菓衛生師試験受験資格の緩和	製菓衛生師試験の受験資格について、現行の規定により定められている「新制中学校を卒業している者。又はこれと同等以上の学力を有する者。」の学歴要件について撤廃することを求める。	中学校卒業要件があることによる具体的な支障及び提案が実現した場合の効果（卒業証明書発行に係る学校事務の負担軽減）が明らかでない。

10 関西広域連合の関連年表

○関西広域連合委員会開催（平成 22 年 12 月～）

○関西広域連合議会開催（平成 23 年 1 月～）

○第 1 期広域計画（設立～平成 25 年度）策定（平成 23 年 2 月）

○東日本大震災対応（平成 23 年 3 月～）

カウンターパート方式により、きめ細かい支援を実施。

○首都機能バックアップ構造の構築に関する提言（平成 23 年 4 月～）

○「3 府県ドクターヘリ」を広域連合へ事業移管（平成 23 年 4 月）

○“丸ごと移管”を求める国の出先機関を決定（平成 23 年 5 月）

九州知事会と共に「経済産業局」「地方整備局」「地方環境事務所」の 3 機関の移管を求めることを決定（国との調整、協議等実施）。

○官民一体となった防災対策推進

原子力災害対策の取組、企業・団体及び遠隔ブロックとの災害時相互応援協定締結等。

○「KANSAI」の魅力発信（平成 23 年 6 月～）

「関西広域連合と江蘇省浙江省上海市観光連盟との「観光交流協力関係の樹立に関する合意書」調印（平成 23 年 6 月）、海外プロモーション実施（中国、韓国、シンガポール・マレーシア、香港、タイ、フィリピン、ベトナム、オーストラリア。）

○広域インフラ検討会設置（平成 23 年 7 月～）

関西における広域交通インフラ整備、リダンダンシー確保、北陸新幹線等の広域インフラについて検討。

○エネルギー検討会設置（平成 23 年 8 月～）

関西におけるエネルギーに関する取組の方向性等の検討、電力需給等の把握・検証、節電の呼びかけを実施。平成 29 年度以降、関西圏における水素の利用拡大に向けた広域的な取組について検討。

○政策形成能力研修実施（平成 23 年 8 月～）

○第 1 回関西広域連合協議会開催（平成 23 年 9 月～）

○「関西防災・減災プラン」策定（平成 24 年 3 月策定（平成 26 年 6 月 4 分野完結））

○「関西観光・文化振興計画」策定（平成 24 年 3 月（平成 30 年 3 月一部改訂））

○「関西広域産業ビジョン」策定（平成 24 年 3 月（平成 30 年 3 月改訂））

○「関西広域救急医療連携計画」策定（平成 24 年 3 月（平成 30 年 3 月改訂））

○「関西広域環境保全計画」策定（平成 24 年 3 月（平成 29 年 3 月改訂））

○通訳案内士登録事務の一元化開始（平成 24 年 4 月～）

○関西イノベーション国際戦略総合特区推進室設置（平成 24 年 5 月～）

関西特区の着実な推進に向け、自治体間の調整、広域的課題への取組と合わせ、一体的に推進。（平成 27 年 4 月より「特区担当（本部事務局）」において事業を推進。）

- 広域産業振興局「農林水産部」設置（平成 24 年 7 月～）
- 「KANSAI 国際観光 YEAR2013」実行委員会設立（平成 24 年 8 月～）
- 「関西文化の日」及び「関西文化月間」実施（平成 24 年 5 月～（関西文化月間 26 年 10 月～））
- 「関西地域カワウ広域管理計画」に基づくカワウ対策の推進（平成 25 年 3 月～）
- 道州制のあり方研究会設置・最終報告（平成 25 年 3 月～平成 26 年 3 月）
- 海外事務所・海外ビジネスサポートデスクの共同利用等開始（平成 25 年 4 月～）
- 「大阪府ドクターヘリ」と「徳島県ドクターヘリ」を広域連合へ事業移管（平成 25 年 4 月）
既に連合へ移管されている「3 府県ドクターヘリ」とともに、広域連合が主体となった複数機による運行体制を構築。
- 資格試験・免許等事務の一元化開始（平成 25 年 4 月～）
各府県で行われていた准看護師、調理師及び製菓衛生師に係る試験実施・免許交付に関する事務について関西広域連合において一元化。
- ワールドマスタースゲームズ 2021 年大会の関西への招致決定（平成 25 年 8 月）
2021 年のワールドマスタースゲームズ（生涯スポーツの国際総合競技大会）の招致を決定。
- 第 2 期広域計画（平成 26 年度～平成 28 年度）策定（平成 26 年 3 月）
- 「兵庫県ドクターヘリ」を広域連合へ事業移管（平成 26 年 4 月）
- 琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会設置（平成 26 年 7 月～）
平成 28 年 9 月報告書提出。平成 29 年 6 月研究会に部会設置。
- 「関西圏域の展望研究会」設置・最終報告（平成 26 年 9 月～平成 27 年 9 月）
関西圏域の今後を展望し、近畿圏広域地方計画の見直しなど、国と地方の議論等に、活用するため、関西広域連合協議会専門部会として設置。平成 27 年 9 月最終報告とりまとめ。
- 「一般財団法人 関西ワールドマスタースゲームズ 2021 組織委員会」設立（平成 26 年 12 月）
- 日本初の医療総合展「メディカルジャパン」の誘致・活用（平成 27 年 2 月～）
関西の強みである健康・医療、ライフサイエンス分野をテーマとしたビジネスの場を創造するため、民間主催の医療総合展「メディカルジャパン」を誘致。関西の産業ポテンシャル PR 等を実施。
- 「京滋ドクターヘリ」を運航開始（平成 27 年 4 月）
- 関西健康・医療創生会議の設立（平成 27 年 7 月～）
関西の健康長寿達成のための新たな産業創造、安心かつ健康に生活できる持続可能性のあるまちづくりを実現していくため、関西広域連合と域内全ての医学系大学を含むアカデミア 18 機関、関西経済界 5 団体により、産学官連携のプラットフォームとして設立。
- 政府機関等の関西への移転
国土双眼構造の一翼を担う関西創生のため、構成府県市が提案した政府関係機関の移転実現を国に要請。平成 28 年 3 月に国の基本方針が示され、同年 9 月に中央省庁の移転について、今後の取組内容が示された。
- 広域観光・文化・スポーツ振興局「スポーツ部」設置（平成 27 年 9 月～）
- 「関西広域スポーツ振興ビジョン 2011」策定（平成 28 年 3 月）

○関西国際観光推進本部の設立（平成 28 年 3 月～）

官民が一体となって、関西を世界に売り込み、外客の誘致を推進するため、関西広域連合等の自治体、経済団体、業界団体、企業、観光推進団体等により設立。（平成 28 年 4 月関西観光本部に統合）

○関西創生戦略（平成 28 年度～平成 31 年度）策定（平成 28 年 4 月（平成 30 年 8 月改訂））

まち・ひと・しごと創生法に基づき、地域の特性に応じた地域課題の解決を図り、関西圏域への活力を取り戻すため、第 3 期広域計画において実施する事業のうち、効果的な取組を緊急的かつ集中的に実施することを目的として策定。

○熊本地震・鳥取県中部地震対応（平成 28 年 4 月～、10 月～）

家屋被害認定関係職員等の人的支援や物的支援を実施。

○関西広域連合協議会若者世代による意見交換会の開催（平成 28 年 8 月）

広域連合施策への若者の参画を促すため徳島県において開催。（平成 29 年 9 月鳥取県、平成 30 年 12 月滋賀県で開催。）

○関西広域連合委員会で、大阪万博誘致実現についての働きかけを行っていくことを決議（平成 28 年 9 月）

- ・平成 29 年 8 月の関西広域連合議会においても大阪万博誘致実現について決議。
- ・大阪府、大阪市、関西広域連合等の自治体及び経済団体などで構成され、万博誘致活動を推進する「2025 日本万国博覧会誘致委員会」が発足。（平成 29 年 3 月～）

○「関西災害時物資供給協議会」の設立（平成 29 年 1 月～）

行政機関や民間団体、事業者等による連携・協力組織を設立。

○政府機関等対策プロジェクトチーム設置（平成 28 年 12 月～）

政府機関及び政府関係機関の地方移転並びに機能向上を図るための検討を実施するため設置。

○「2025 日本万国博覧会誘致委員会」の発足（平成 29 年 3 月～）

大阪府、大阪市、関西広域連合等の自治体及び経済団体などで構成され、万博誘致活動を推進する「2025 日本万国博覧会誘致委員会」が発足。

○第 3 期広域計画（平成 29 年度～平成 31 年度）策定（平成 29 年 3 月）

○関西観光本部の発足（平成 29 年 4 月～）

関西国際観光推進本部と関西地域振興財団が統合し、関西観光本部が発足、関西の官民が協力し、オール関西で迅速かつ効率的に観光施策を推進。

○文化庁地域文化創生本部の設置（平成 29 年 4 月～）

文化庁の本格移転の準備、新たな政策ニーズに対応した事務・事業を地元の知見・ノウハウ等を生かしながら先行的に実施。

○消費者行政新未来創造オフィスの開設（平成 29 年 7 月～）

新たな未来に向けた消費者行政の発展・創造の拠点として開設。

○広域的行政のあり方検討会設置（平成 29 年 9 月～平成 31 年 月）

海外の地方自治制度なども参照しながら、連合域内に存在する広域的な課題の解決に向け、関西広域連合の役割や執行体制も含めた広域行政のあり方を検討し、今後の関西広域連合の方向性を明確にするため、関西広域連合協議会専門部会として設置。（平成 31 年 月最終報告）

○広域計画等フォローアップ委員会の設置（平成 29 年 11 月～）

第 3 期広域計画等の達成状況の評価・検証、第 4 期広域計画の策定を視野に入れた今後の関西広域連合の取り組むべき課題等の検討などのフォローアップを実施するにあたり、指導・助言を受けるために設置

○関西女性活躍推進フォーラムの設置（平成 29 年 12 月）

○関西 S D G s プラットフォームへの参画（平成 29 年 12 月）

○「鳥取県ドクターヘリ」を運航開始（平成 30 年 3 月）

○総務省統計局「統計データ利活用センター」の設置（平成 30 年 4 月）

○「2025 日本万国博覧会」開催決定（平成 30 年 11 月）

略称が「大阪・関西万博」に決定。

○資格試験対象事務の拡充（平成 31 年 4 月～）

各府県で行われていた毒物劇物取扱者試験、登録販売者試験を関西広域連合で実施。